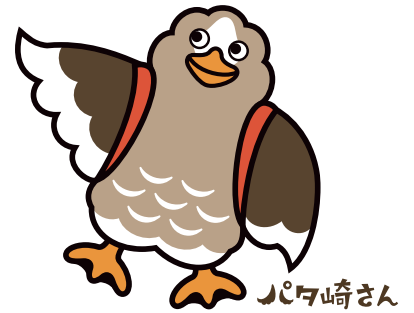




第2次 大崎市 産業振興計画 後期計画



令和4年3月
大崎市



「連携・醸成・発信 次世代へつなぐ産業の創造」の 実現に向けて



大崎市長 伊藤 康志

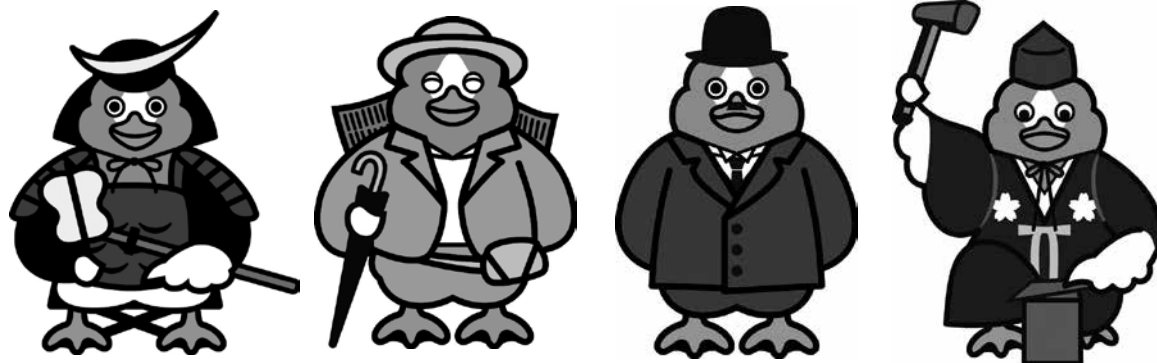
第2次大崎市産業振興計画は、平成29年（2017年）3月に令和8年（2026年）までの10年間を計画期間として策定し、「連携・醸成・発信 次世代へつなぐ産業の創造」を基本目標に掲げ、農業、林業、商工業、観光の振興及び産業間の連携を通じ、暮らしの基盤となる地域経済の安定と発展に取り組んでまいりました。

本計画策定から5年が経過し、この間、世界経済に甚大な影響をもたらした新型コロナウイルス感染症の発生や加速する人口減少など産業を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな課題に対する施策の展開が求められています。

このことから、第2次大崎市産業振興計画・後期計画では、新型コロナウイルス感染症への対応、加速する人口減少への対応、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み、2017年に国連食糧農業機関から認定を受けた世界農業遺産の更なる活用、そして産業振興を通じたSDGs（持続可能な開発目標）への貢献の6つの視点を重視し、喫緊の課題に対応しつつ、これから5年間、さらにはその先を見据えた大崎市の産業振興に関する基本的な方向性を示しております。

大崎市が誕生してから15年の節目を迎え、市民が将来に不安なく安心して暮らし、継続して働ける環境を構築するための持続可能な産業を確立し、市民が一層経済的に豊かな生活を送れるよう次世代へつなぐ産業の創造を推進することにより「宝の都（くに）・大崎～ずっとおおさき・いつかはおおさき～」の実現に向け取り組んでまいります。

結びに、大崎市産業振興対策審議会の皆様をはじめ、商業・工業・農業の各種団体の方々など、貴重なご意見等をいただきました皆様に心から御礼申し上げます。



目 次

第 1 章 第 2 次大崎市産業振興計画・後期計画の概要

第 1 節	第 2 次大崎市産業振興計画・後期計画策定の背景	1
第 2 節	第 2 次大崎市産業振興計画の期間	4
第 3 節	第 2 次大崎市産業振興計画策定の視点	4
	1 大崎市産業振興計画の評価・検証	
	2 大崎市の産業を取り巻く社会・経済情勢の変化への対応	
	3 大崎市総合計画など関連計画との整合性	
第 4 節	第 2 次大崎市産業振興計画の基本目標、基本的な方針	
	1 誇りある農業の振興	5
	2 新たな期待にこたえる林業の振興	6
	3 にぎわいのある商工業の振興	6
	4 訪れたい観光の振興	7
	5 安定した就労・雇用の支援	7
	6 魅力ある地域資源の活用と産業の連携	7

第 2 章 現状と課題

第 1 節	地勢等の現状	
	1 地勢・交通	8
	2 地域資源	8
第 2 節	産業の現状と課題	
	1 農 業	9
	2 林 業	9
	3 商 業	10
	4 工 業	10
	5 観 光	10
第 3 節	人口動向等	
	1 人口の推移	11
	2 年齢 3 区分別人口の推移	12
	3 人口ピラミッドの状況	13
	4 産業別就業人口	14
	5 産業大分類別就業人口	15
	6 男女別産業人口と特化係数	16
	7 年齢階級別産業人口	17

第3章 計画の推進プロジェクト

第1節 誇りある農業の振興

- (1) 担い手や青年就農者，多様な主体の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 需要に即した，水田農業・園芸・畜産の振興・・・・・・・・・・・・ 20
- (3) 環境や生物多様性に配慮した農産物の生産振興と販売PR・・・・・・ 21
- (4) 地産地消・食農教育の推進と，消費者と地域・生産者の結びつきを強化・ 22
- (5) 農業生産基盤の整備，農村地域の多面的機能維持・発揮への支援や
防災・減災体制の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (6) 農畜産物の放射能被害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第2節 新たな期待にこたえる林業の振興

- (1) 効率的な間伐及び再造林等，適正な森林整備の推進・・・・・・・・・・・・ 25
- (2) 林業労働力の確保と担い手となる林業経営体の育成・・・・・・・・・・・・ 25
- (3) CLT への活用など，多方面での木材利用の推進・・・・・・・・・・・・ 25
- (4) 森林の有する公益的機能を持続的に発揮・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (5) 放射能被害による林産物の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (6) 森林資源の活用，協働の森づくりと市民理解の促進・・・・・・・・・・・・ 26

第3節 にぎわいのある商工業の振興

- (1) 商工関係団体との連携による商工業の活性化支援・・・・・・・・・・・・ 27
- (2) 既存事業者などへの支援制度の充実による活性化・・・・・・・・・・・・ 28
- (3) 創業者，事業承継者の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (4) 自動車関連産業などの企業誘致の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4節 訪れたい観光の振興

- (1) 観光客の多様化するニーズへの対応と環境整備・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (2) 観光コンテンツの充実と滞在交流型観光の推進・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (3) 魅力の発信と情報発信力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (4) 地域祭りや伝統文化，交流事業による交流人口の増加・・・・・・・・・・・・ 32
- (5) 観光関連産業団体との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第5節 安定した就労・雇用の支援

- (1) 関係機関，企業，NPO 法人などとの連携による就労・雇用支援・・・・・・ 35
- (2) 新たな就労機会の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (3) 新規就労者，後継者，離職者などへの就労支援・・・・・・・・・・・・・・ 35

第6節 魅力ある地域資源の活用と産業の連携

- ◇多様な連携による新産業の創造支援
- (1) おおさき産業推進機構による新産業の創造支援・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (2) 地域資源を活用した内発型産業創造の推進・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (3) 創業支援の強化と人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

◇再生可能エネルギー産業の支援	
(1) 再生可能エネルギーの導入支援	38
(2) バイオマス利用の普及促進	38
(3) 産学官金連携による再生可能エネルギーの導入	38
◇大崎ブランドの確立	
(1) 「世界農業遺産×SDGs」を通じた大崎らしさの見える化を推進	39
(2) シティプロモーションの推進	40

第4章 計画の推進と進行管理

第1節	計画の推進	41
第2節	計画の進行管理	41
第3節	計画の数値目標	42



第1章 第2次大崎市産業振興計画・後期計画の概要

第1節 第2次大崎市産業振興計画・後期計画策定の背景

第2次大崎市産業振興計画は、「連携・醸成・発信 次世代へつなぐ産業の創造」を基本目標として平成29年（2017年）3月に策定しました。

本計画の前期5年が経過し、この間、本市においては、計画に基づき農業、林業、商工業、観光の各分野において、本市の持つ地域資源の更なる醸成と活用を図るとともに、人材（担い手）の育成や産業間の連携、雇用環境の創出など、市民が産業振興による経済的な安定を通じて、一層豊かな生活を送るための各種施策を展開してきました。

一方で、この5年間で私たちを取り巻く社会、経済情勢や生活環境は、大きく変化しています。このことから、特に、以下の6つの変化と視点を重視し、喫緊の課題へ対応しつつ、5年後を見据えた大幅な計画の見直しを行うこととします。

1 加速する人口減少への対応

令和2年（2020年）国勢調査（速報値）の結果、本市では、前回調査時（平成27年）と比較し、総人口が6,010人減少し、少子高齢化が更に進んでいることが明らかとなりました。このことは、既に顕在化しつつある本市の産業を支える生産年齢人口の更なる減少につながるものであり、担い手不足への深刻な影響をもたらしています。したがって、人材育成による担い手の確保を基本としつつ、デジタル技術の活用による省力化を推進するなど、前期計画に引き続き計画策定上の重要な視点と位置づける必要があります。

2 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応

令和元年（2019年）12月、中華人民共和国湖北省武漢において最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界経済に甚大な影響を与えています。

本市においても、緊急事態宣言や蔓延等防止対策の発令による外出自粛などの影響を受け、個人消費の低迷、観光客の減少、イベントの中止などにより、飲食業や鳴子温泉地域の宿泊業を中心とした需要の落ち込みのみならず、食品、飲料の加工・卸売業などサプライチェーン¹やタクシー、バスなどの関連産業をはじめとして、市内経済に大きな影響をもたらしています。

一方、テレワークやワーケーション²などの普及による働き方の変化と並行して、オンライン環境を活かしたサービスや家庭食への回帰など、生産、消費の変化を前向きにとらえることも必要です。今後、ワクチン接種の進展によってコロナ禍における生活様式にも一定程度の改善が図られると期待できますが、引き続き、社会、経済や生活上の不安要因として存在することを鑑みてウィズコロナ、アフターコロナの視点を踏まえた施策展開が必要です。

¹ サプライチェーン：農産物等の原材料の調達から、製造・加工、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。

² ワーケーション：観光地やリゾート地などでテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方のこと。

3 デジタル・トランスフォーメーション（DX³）の推進

デジタル化の進展により社会生活の変革（DX：デジタル・トランスフォーメーション）が求められ、政府においても「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を示しており、今後、官民双方でデジタル技術や AI 等の活用による業務の効率化や新たな価値の創造に向けた動きが加速するものと考えます。

本市の産業においても、人口減少によって労働集約的な業務従事者の不足など、生産活動への影響が顕在化する分野への推進を通じた省力化はもとより、顧客や社会のニーズに即した安定的かつ質の高い農畜産物や製品の生産、利便性の高いサービスの提供につながり、より良い市民生活の実現に貢献するものです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式など、変化に対する前向きな対応策の一つとして各分野での DX 推進に向けた動きを支援する必要があります。

4 2050年カーボンニュートラル⁴（ゼロカーボン）の実現

世界各国が脱炭素に向けて舵を切る中、政府においても2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされ、行政をはじめ事業者、市民が再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進による二酸化炭素の排出抑制が求められ、これまでの産業構造や事業からの大きな転換が求められています。

本市においても、国が示すエネルギー基本計画、大崎市環境基本計画などの各種計画に基づき、二酸化炭素の排出量削減に向けた施策を展開していますが、2050年カーボンニュートラルの達成に向け、現状の整理と取り組みの方向性を示す必要があります。

5 世界農業遺産資源の活用

平成29年（2017年）12月、本市を含む大崎地域1市4町（色麻町、加美町、涌谷町、美里町）をエリアとする「大崎耕土」が、農業を基盤とした暮らし、文化、生物多様性が世界的な価値として認められ、国際連合食糧農業機関より東北・北海道初の世界農業遺産（GIAHS：Globally Important Agricultural Heritage Systems）に認定されました。

この世界が認めた水田農業を基盤とした暮らし、文化、生物多様性は、農産物のブランド化や地産地消の推進のみならず、農村における「ゆとり滞在型」の観光など、本市産業振興の様々な分野での活用が可能な地域資源です。

世界農業遺産「大崎耕土」の持つ資源を産業振興の各分野で活用し、未来に継承することが本市の持続可能な発展につながるものです。

6 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

平成27年（2015年）9月、国際連合サミットにおいて国際社会共通の目標として採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」については、国内外において、社会、経済の様々な分野において、重要な行動規範として浸透しつつあります。本市においても総合計画をはじめ、各種計画にSDGsへの貢献に向けた取り組み方針を示しています。

本市産業において、自然資源を活用する農林水産業や観光、工業製品などのものづくり産業は、

³DX：ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

⁴2050年カーボンニュートラル：2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

SDGsの行動規範と達成に向けた貢献において、重要な位置づけを占める分野です。

第2次大崎市産業振興計画の後期計画の策定に際しては、先に掲げた5つの視点を踏まえた産業振興施策を推進することで、SDGsの達成に向けた貢献はもとより、本市の産業の価値を高めることにつながる重要な視点として位置付けるものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 
13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

第2節 第2次大崎市産業振興計画の期間

第2次大崎市産業振興計画の計画期間は、平成29年度（2017年）から令和8年度（2026年）までの10年間とし、平成29年度（2017年）から令和3年度（2021年）までを前期計画期間とし、令和4年度（2022年）から令和8年度（2026年）までを後期計画期間とします。

第3節 第2次大崎市産業振興計画策定の視点

「第1節 計画見直しの背景」において提示した視点を含め、第2次大崎市産業振興計画・後期計画の策定にあたって、以下の視点を踏まえた見直しを行います。

1 大崎市産業振興計画の評価・検証

第2次大崎市産業振興計画・前期計画の評価、検証を踏まえて、第2次大崎市産業振興計画・後期計画においても、引き続き取り組むべき課題や令和8年度までの計画期間を見据えた新たな課題を捉え計画に反映します。

2 大崎市の産業を取り巻く社会・経済情勢の変化への対応

- (1) 加速する人口減少への対応
- (2) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応
- (3) デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進
- (4) 2050年カーボンニュートラル（ゼロカーボン）の実現
- (5) 世界農業遺産資源の活用
- (6) 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

3 大崎市総合計画など関連計画との整合性

大崎市総合計画、宝の都（くに）・おおさき市地方創生総合戦略などの各種計画との整合性を図りながら計画の策定を行うものです。

第4節 第2次大崎市産業振興計画の基本目標，基本的な方針

◇基本目標 連携・醸成・発信 次世代へつなぐ産業の創造

市民が将来に不安なく安心して暮らすためには、継続して働ける環境を構築するための持続可能な産業を確立していくことが必要です。

その実現に向けて、人材の育成に取り組むとともに、産業間の連携や雇用環境の創出などにより、市民が一層経済的に豊かな生活を送れるよう次世代へつなぐ産業の創造を目指します。

- ◆**連携**：産業間、企業間及び市民の連携により地域産業全体を振興していくとともに、地域間交流、インバウンド⁵対策など交流人口の拡大を目指します。
- ◆**醸成**：豊富な地域資源を更に醸成することで、他市町村にない強みを伸ばすとともに、人材(担い手)の育成や創業支援、就労・雇用支援による雇用環境を創出します。
- ◆**発信**：魅力ある地域イメージや豊富な地域資源の知名度を高めるため、大崎ブランドを国内外に発信します。

◇基本的な方針

基本目標に基づく次世代へつなぐ産業の創造に向け、基本的な方針を次のとおりとします。

また、基本方針に基づき、大崎市森林ビジョンや大崎市観光振興ビジョン、大崎市食育推進計画、大崎市バイオマス産業都市構想など、個別計画による施策展開を通じて基本目標の達成を目指します。

1 誇りある農業の振興

農業については、人口減少と食の多様化による米等の需要の減少傾向、農業従事者の高齢化及び担い手不足が顕著になっています。また、グローバル化に伴う TPP を含めた国際協定への参加など国際情勢の進展、さらには気候変動による災害の多発化、新型コロナウイルス感染症等、これまでにない環境変化により、農業分野も新たな社会に対応した変革が必要となっています。

さらに、ICT⁶等の先端技術を活用した「スマート農業⁷」の導入や、SDGs の達成に向けた取り組みなども求められています。

このような中で、持続可能な活力ある農業を目指すために、計画的な農業基盤の整備を推進しながら、地域農業の担い手や青年就農者の育成・確保、中山間地域等での多様な主体の関わりにより、地域農業を支えてまいります。

また、実需者⁸のニーズに即し、水田農業・園芸・畜産を振興し、世界農業遺産認定「大崎耕土」の地域特性を生かし、環境に配慮した農産物のブランド化を図り、SNS 等で消費者と地域や生産者の結びつきを強化しながら販売促進を行います。

さらに、イノシシなどの被害拡大を踏まえた有害鳥獣対策を強化するとともに、水田をグリーン

⁵インバウンド：外国人観光客の受け入れのこと。

⁶ ICT：情報通信技術。

⁷スマート農業：ロボットや ICT を活用して、省力化や高品質生産の実現などを推進する新たな農業。

⁸実需者：農畜産物等を購入して実際に加工や販売などを行う者(小売、外食、中食、宿泊、食品加工、仲卸など)をいう。

インフラ⁹として活用する「田んぼダム¹⁰」を新たな巧みな水管理システムとして位置づけ、防災減災の取り組みを進めてまいります。

2 新たな期待にこたえる林業の振興

林業については、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、林業就労者の減少と高齢化が進行し、施業放棄されている森林が増加しています。

また、森林経営管理法の創設による新たな経営管理の集約化やICTなどの先端技術を活用した「スマート林業¹¹」による施業効率化の推進のほか、間伐材を利用したCLT¹²や木質バイオマスなど一層の木材利用が求められています。

森林は、森林資源の質的な充実、水源のかん養、生物多様性の保全、山地災害の防止等の多面的かつ公益的機能を有しており、さらに、2050年カーボンニュートラルや、SDGsの達成に貢献する上でも、適正な森林整備を行うことが重要となります。

このため、本市が目指すべき森林及び林業の方向性について、平成27年9月に策定した「大崎市森林ビジョン」を見直しながら、効率的な森林整備、林業労働力の確保と林業経営体の育成、公益的機能の持続的な発揮、市民参加型の協働の森づくりなど森林資源の活用により、市民が森林により発揮される多面的機能の恩恵を享受でき、森林及び林業を持続できるよう推進してまいります。

3 にぎわいのある商工業の振興

商工業については、コロナ禍の影響は残るものの、住宅投資、公共投資や求人倍率は高水準で推移しており、地域経済は不安定ながら、コロナ前の水準に戻りつつあります。しかしながら、個人消費分野では、飲食店及びこれに関連する小売店、卸売業などへの影響は続いており、先行き不透明な状態です。また、各地域の商店街については、郊外型の大規模小売店舗の進出や地域のイベントの中止など、事業を継続する上で大変厳しい環境にあります。

このことから、今後も商工会議所、商工会と情報を共有し、中小企業、小規模事業者の連携強化を図るとともに、大崎市中心市街地復興まちづくり計画と併せ、空き店舗を利用した商店街の活性化や人材育成など、活気にあふれた「にぎわい」のあるまちづくりに向けて積極的に取り組んでまいります。

また、地場企業の受注量の維持、拡大を図るため、NPO法人未来産業創造おおさきなどと連携して、企業の経営改善の助言や、それぞれの強みを生かした新技術及び新製品開発の支援や、企業間連携によるものづくりを行ってまいります。

さらに市外からの企業誘致や自動車関連産業などの異業種への参入も念頭に置いた地場企業の新規取引獲得を目指します。このため、企業立地や地場企業の販路拡大などを積極的に支援するとともに、新規展開の受け皿についても検討してまいります。

⁹グリーンインフラ：グリーンインフラストラクチャーの略。自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考えで、米国で発案された社会資本整備手法である。

¹⁰田んぼダム：水田が持っている洪水緩和機能を人為的に高めることで大雨が降った時に雨水を水田に一時的に貯留し、水田からのピーク流出量を抑制して田んぼダム下流の農耕地や住宅地の洪水被害を軽減する目的で実施するものである。

¹¹スマート林業：地理空間情報やインターネット利用のICT等の最先端技術を活用した新たな林業。

¹²CLT：クロスラミネイティッドティンバー（直交集成板）木の板を繊維方向が直角に交わるように重ねて接着したパネル。

4 訪れたいくなる観光の振興

観光については、団体から個人へ、周遊型から長期滞在型などに顧客ニーズが変化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の観光へのアプローチも急激に変化が生じています。

今後は、平成27年12月に策定した「大崎市観光振興ビジョン」を見直しながら、体験価値や個々のニーズに合わせた観光を提供するため、観光団体等と連携し観光振興を図るとともに、様々なニーズに対応した受け入れ環境整備に努め、国内外からの交流人口の拡大、さらには定住の促進を図ってまいります。

また、世界農業遺産の認定により、本市の自然資源と農業農村の営みが育んできた農産物や生物多様性、歴史、文化といった地域が持つ強みや観光資源を最大限に活用するとともに、デジタル技術などを活用しながら情報分析を行い、時代のニーズに合った観光プログラムのメニュー化や商品開発、魅力ある観光地形成を推進してまいります。

5 安定した就労・雇用の支援

就労・雇用については、新型コロナウイルス感染症が大きな影響を及ぼしており、多くの企業では、国等の助成制度の活用による経営の持続化、雇用の維持を図っている状況にあります。

大崎地域の有効求人倍率は、一時的な落ち込みはあったものの1.00倍を超える水準に戻りましたが、事務職では少ない求人に多くの求職者が就職を希望し、製造職や介護職などでは求人数に求職者数が満たないという状況が顕在化しています。

アフターコロナにおける安定した雇用環境づくりの支援や、地場企業における人材確保支援、地元定着志向に対応した就労・雇用支援に取り組んでまいります。

6 魅力ある地域資源の活用と産業の連携

地域産業の活性化を図るため、農業協同組合、商工会議所、商工会などの関係団体と一体となった販路拡大や農商工連携、6次産業化を引き続き推進するほか、NPO法人未来産業創造おおさきの強みを生かした企業間連携、産学官金連携、マッチングの支援などの多様な連携により、内発型の新たな産業を創造するとともに、創業支援施設おおさきコワーキング¹³スペース「alata（アラタ）」を基軸とした、きめ細かい創業支援など、起業者の育成を推進してまいります。

また、「2050年カーボンニュートラル」の達成に向けて、本市の豊富な地域資源を活用した「大崎市バイオマス産業都市構想」の推進など、再生可能エネルギーの利活用に取り組んでまいります。

さらには、世界農業遺産に認定された豊饒の大地「大崎耕土」をはじめ、魅力ある地域イメージや地域資源などが豊富にあることから、それらを磨き上げ、連携し発信することにより、他地域との差別化を図り、市場で競争力を発揮することができます。

これらは、地域産業の振興に向けた大きな原動力となることから、引き続き地域イメージと地域資源のブランド化に取り組むとともに、効果的なシティプロモーションを展開し、大崎ブランドの確立に取り組んでまいります。

¹³コワーキング：事務所スペースなどを共有しながら独立した仕事を行う協働ワークスタイルのこと。

第2章 現状と課題

第1節 地勢等の現状

1 地勢・交通

大崎市は、宮城県の北西部に位置し、平成18年3月31日に古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町及び田尻町の1市6町が合併し誕生した人口127,581人（令和3年4月1日現在）、総面積796.81km²のまちです。

市の北西部に奥羽山脈を望み、荒雄岳を源とする江合川と船形連峰を源とする鳴瀬川が広大な平野部を流れ、肥沃な水田農業地帯「大崎耕土」を形成しており、この地域で育まれてきた農業システムや農耕文化などが、平成29年に世界農業遺産として国際連合食糧農業機関（FAO）から認定を受けています。

市内の南北に東北新幹線と東北本線、東西に陸羽東線の鉄道網と南北に東北縦貫自動車道と国道4号、東西に国道47号、国道108号及び国道347号の道路網があり、太平洋と日本海、東北と首都圏を結ぶ交通の要衝となっています。



2 地域資源

本市には、農畜産物、歴史、文化、自然、観光資源など豊富な地域資源があります。

田尻地域には約2,000本の桜が咲く加護坊山、三本木地域には東北一の約42万本が咲くひまわりの丘、松山地域には22種類20万本のコスモスが咲くコスモス園、鳴子温泉地域には菜の花、古川地域には藤の緒絶川や彼岸花の羽黒山があり、四季の花々に満ちています。

古川地域の「化女沼」や田尻地域の「蕪栗沼・周辺水田」がラムサール条約湿地として登録を受けており、渡り鳥の越冬地として多くのマガンやヒシクイ、オオハクチョウが訪れます。

若き日の伊達政宗が居城した岩出山地域には岩出山城跡や旧有備館及び庭園、松山地域には伊達家の家臣であった茂庭氏が築いた城下町、鳴子温泉地域には、松尾芭蕉が歩いた奥の細道や尿前（しとまえ）の関跡、鹿島台地域では、毎年春と秋の年2回開催される東北一の規模を誇る伝統の互市などが、今日に受け継がれています。

鳴子温泉地域には、日本国内にある旧泉質11種類のうち9種類の泉質を有し、日本百名湯のほか、温泉番付において東の横綱に選ばれ、また紅葉が美しい鳴子峡などの豊かな自然に恵まれ多くの観光客が訪れています。



第2節 産業の現状と課題

1 農業

本市平野部の肥沃な大地「大崎耕土」は、古くから米の生産が盛んであり、「ササニシキ」や「ひとめぼれ」の二大ブランド米が誕生した穀倉地帯で、平成29年には世界農業遺産に認定され、また、大豆の生産についても生産量及び作付面積は本州で1位となっています。



本市の農業は、水稻などの土地利用型農業の経営が多く、施設園芸や畜産等を含めた複合経営も行われています。また、大崎発の世界農業遺産ブランド米「ささ結」など環境に配慮しながら、食味を重視した高付加価値の米も消費者に高評価を得ています。また、地域の特性を生かした、「鳴子の米プロジェクト・ゆきむすび」、「ふゆみずたんぼ米」、「シナイモツゴ郷の米」等の取り組みも行われています。

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の減少と高齢化、担い手不足、耕作放棄地の拡大、グローバル化、気候変動による自然災害の多発化、CSF（豚熱）¹⁴の発生など、大きな環境変化に直面しています。加えて、食の多様化や新型コロナウイルス感染症等の影響により、農畜産物の需要の減少を引き起こすなど、国内外での競争力の強化や、地産地消の強化などが必要となっています。

有害鳥獣対策については、近年、イノシシ等の増加とともに各地域で被害が拡大しており、更なる鳥獣被害対策を強化する必要があります。

さらに、気候変動による自然災害対応として、広大な大崎耕土を活用した田んぼダムなど、グリーンインフラを活用した防災・減災の取り組みの普及が課題となっています。

2 林業

本市の森林面積は約430 km²と広大であり、総面積の約54%を占めています。森林のもつ保水力は、本市の基幹産業である農業にとって重要な役割を担っており、さらには洪水防止機能も有しています。

しかし、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、木材価格の低迷などによる就労者の減少と高齢化、管理されていない森林の増加等、森林の機能が十分に発揮できていない現状にあります。

このため、森林経営計画による施業の実施や森林の経営管理の集積、担い手となる林業経営体の育成が必要となっています。また、森林整備では、スマート林業や列状間伐、再生林の推進により、効率化が求められています。

森林の多面的かつ公益的な機能が発揮され、2050年カーボンニュートラルの達成やSDGsの達成に貢献できるよう、適正な森林整備の推進が必要となります。

また、地域産材での住宅建築の促進、CLTの活用等、木材の地産地消を図ることが必要となります。

さらに、協働の森づくりにより、市民の森林に対する理解を広めるとともに、景観や保健休養機能などを生かした観光との連携、また、今後は国定公園・温泉地等と連携したワーケーションや農泊、林泊の推進等により、森林の多様な活用を図る必要があります。

¹⁴CSF（豚熱）：CSFウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、家畜伝染病に指定されており、強い感染力と高い致死率が特徴。

3 商業

本市の商業については、大規模小売店舗の郊外への進出や東日本大震災での店舗の被災により、地域商店街の衰退がみられ、中心市街地の空洞化がますます進んでいることから、空き店舗の活用による商店街の新たな魅力づくりなど、商店街への誘客、事業承継に向けた取り組みが必要となっています。

また、地域の商業を支える小売業者については、新型コロナウイルス感染症の影響による消費者需要の低迷に加え、人口減少社会の到来による社会構造の変化などもあり、事業者を取り巻く経営環境は厳しいものとなっています。

4 工業

本市の工業については、成形金型、電子部品、建築資材の製造メーカー等の一定規模の集積が見られ、総合電子部品メーカーの研究機能が古川地域へ集約するなどの動きがあるものの、家電などの民生品製造拠点の海外移転が進んでいることから、安定的な受注を得るため異業種への参入が必要となっています。

このような中で、自動車製造メーカーの県内進出を機会に、自動車関連産業の集積化により、一定の仕事量の維持や次世代自動車に向けた自動車部品の電子化による地元企業の参入可能性の拡大が期待できます。また、地域産業の持続的な発展のため、NPO 法人未来産業創造おおさきと連携し、企業間連携のマッチングや製品開発、地場企業支援、自動車関連産業を含めた異業種への参入など、内発型の工業振興を図ることが求められています。

本市は、一定の人口規模と都市機能を有し、一定の産業集積が図られている優位性を生かし、更なる雇用の場を形成するため、雇用機会の創出と人材確保に向けた事業を展開することが必要となっています。



5 観光

本市は自然、温泉、歴史、食、文化など多様な観光資源を有しており、多くの観光客が訪れていますが、入込客数は平成 21 年をピークに減少傾向となっています。

特に新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年及び令和 3 年は、観光客が激減しており、観光事業者にとっては大変厳しい状況となっています。

また、観光を取り巻く現状は、旅行の形態が団体から個人へ、周遊型から滞在型へと変化しているほか、旅行目的も個人の嗜好で多様化していることから、旅行者のニーズに柔軟に対応することや、観光地の特徴に高い付加価値を加えるなど、他の観光地との差別化を図り旅行者の満足度を高めることが求められています。

当面は、ウィズコロナ、アフターコロナ観光の実践を徹底するとともに、多様化するニーズに合った観光地となるよう、鳴子温泉郷の再生や世界農業遺産資源をはじめ、市内各地域の観光資源を最大限に活用した国内外からの観光客の受け入れ体制整備など、観光客の増加につながる施策を積極的に展開し、地域の観光産業を活性化することが必要となっています。



第3節 人口動向等

1 人口の推移

大崎市の人口は、国勢調査によると総人口は2000年（H12）をピークに減少し、2015年（H27）では133,391人となっています。

2020年（R2）以降の推計値では人口減少が更に進み、総人口は2015年（H27）と比較して2025年（R7）に95.0%、2035年（R17）に88.2%に、2045年（R27）に79.3%になると予測されています。

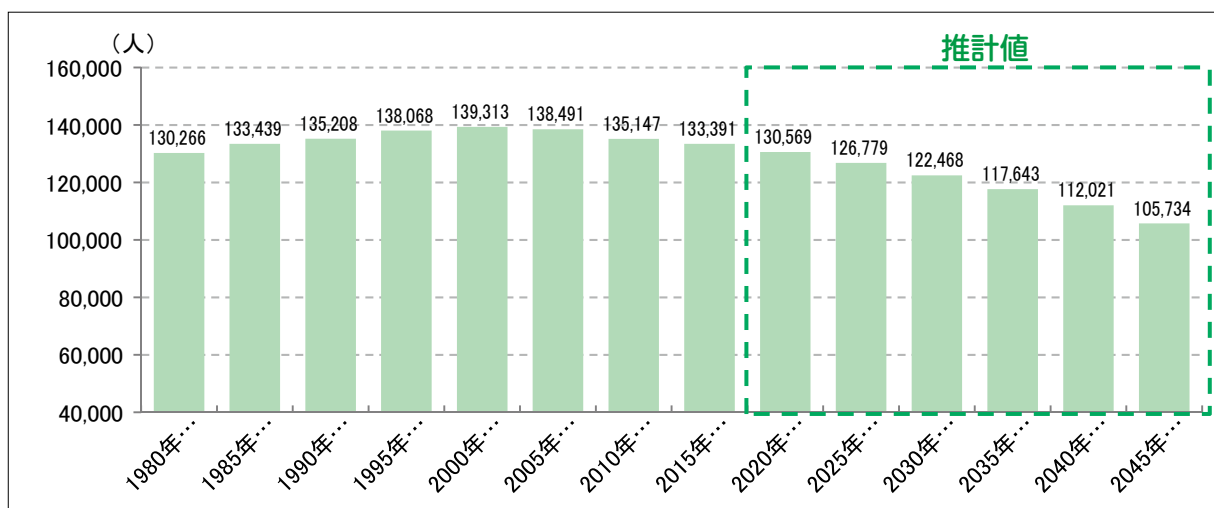
また、令和3年度6月に宮城県が公表した令和2年国勢調査結果速報によると2020年（R2）で127,381人となり推計値を下回っています。

図表 人口の推移と将来推計

	総数	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		総数	割合	総数	割合	総数	割合
1980年 (S55)	130,266	28,773	22.1%	88,019	67.6%	13,472	10.3%
1985年 (S60)	133,439	29,480	22.1%	88,324	66.2%	15,635	11.7%
1990年 (H2)	135,208	27,319	20.2%	88,802	65.7%	19,078	14.1%
1995年 (H7)	138,068	24,393	17.7%	89,664	64.9%	24,011	17.4%
2000年 (H12)	139,313	21,315	15.3%	89,097	64.0%	28,716	20.6%
2005年 (H17)	138,491	19,378	14.0%	86,970	62.8%	31,793	23.0%
2010年 (H22)	135,147	18,045	13.4%	83,774	62.0%	32,828	24.3%
2015年 (H27)	133,391	17,150	12.9%	80,184	60.1%	36,057	27.0%
2020年 (R2)	130,569	16,048	12.3%	75,360	57.7%	39,161	30.0%
2025年 (R7)	126,779	14,967	11.8%	71,579	56.5%	40,233	31.7%
2030年 (R12)	122,468	14,088	11.5%	68,058	55.6%	40,322	32.9%
2035年 (R17)	117,643	13,084	11.1%	64,850	55.1%	39,709	33.8%
2040年 (R22)	112,021	12,175	10.9%	59,963	53.5%	39,883	35.6%
2045年 (R27)	105,734	11,250	10.6%	54,822	51.8%	39,662	37.5%

出典：1980年（S55）から2015年（H27）は総務省『国勢調査（基準日10月1日）』

2020年（R2）以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）』



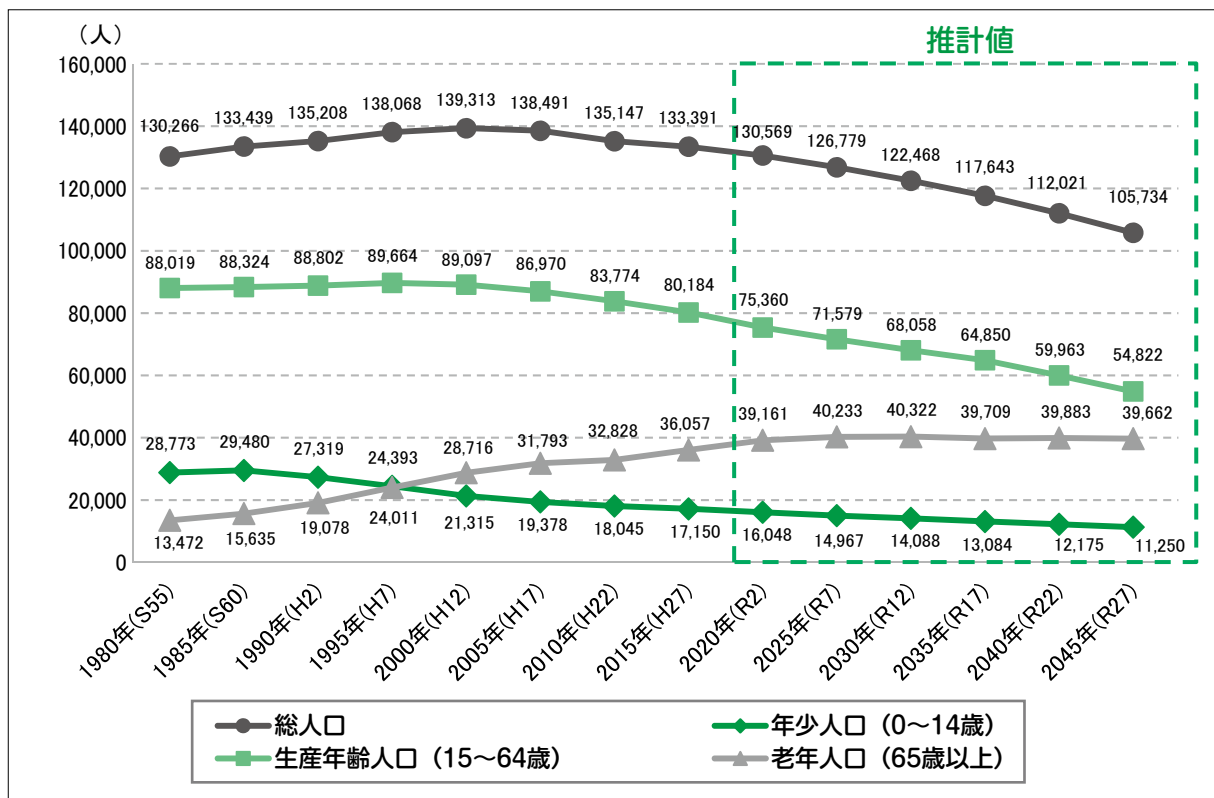
出典：総務省『国勢調査2015年（H27）』

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別推計人口（平成30年3月推計）』

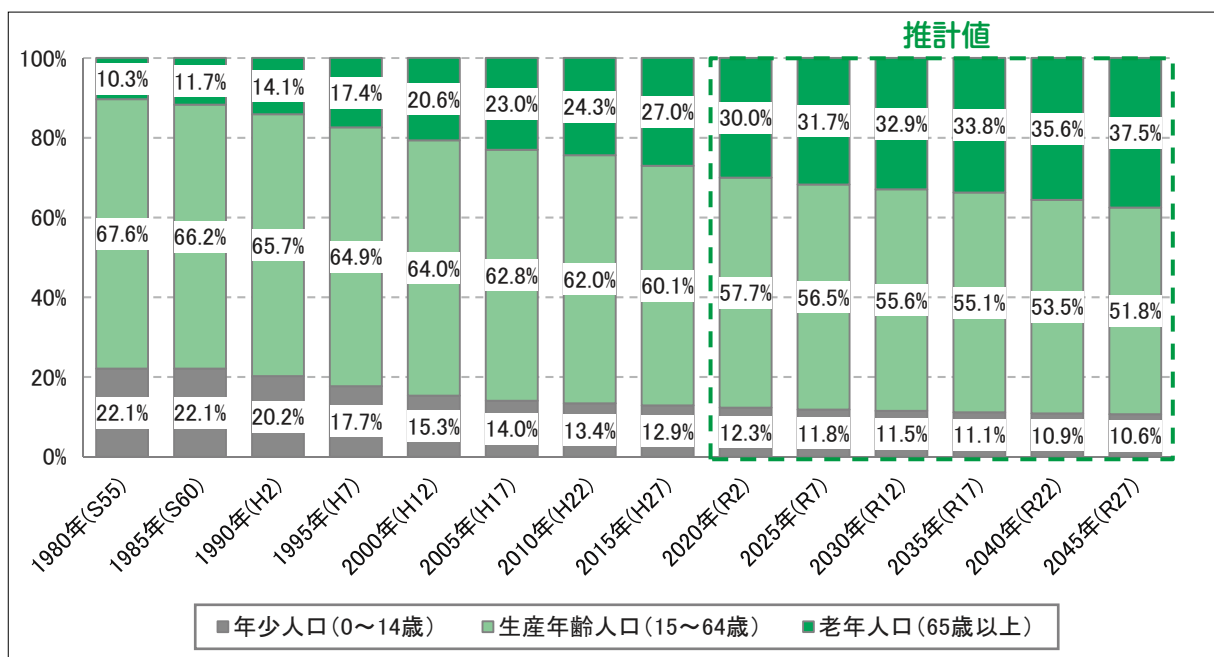
2 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口では、年少人口の減少、老年人口の増加による少子高齢化が進展しており、2045年（R27）には高齢化率が37.5%になると予測されています。

図 年齢3区分別人口の推移



出典：総務省『国勢調査 2015年（H27）』
 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別推計人口（平成30年3月推計）』

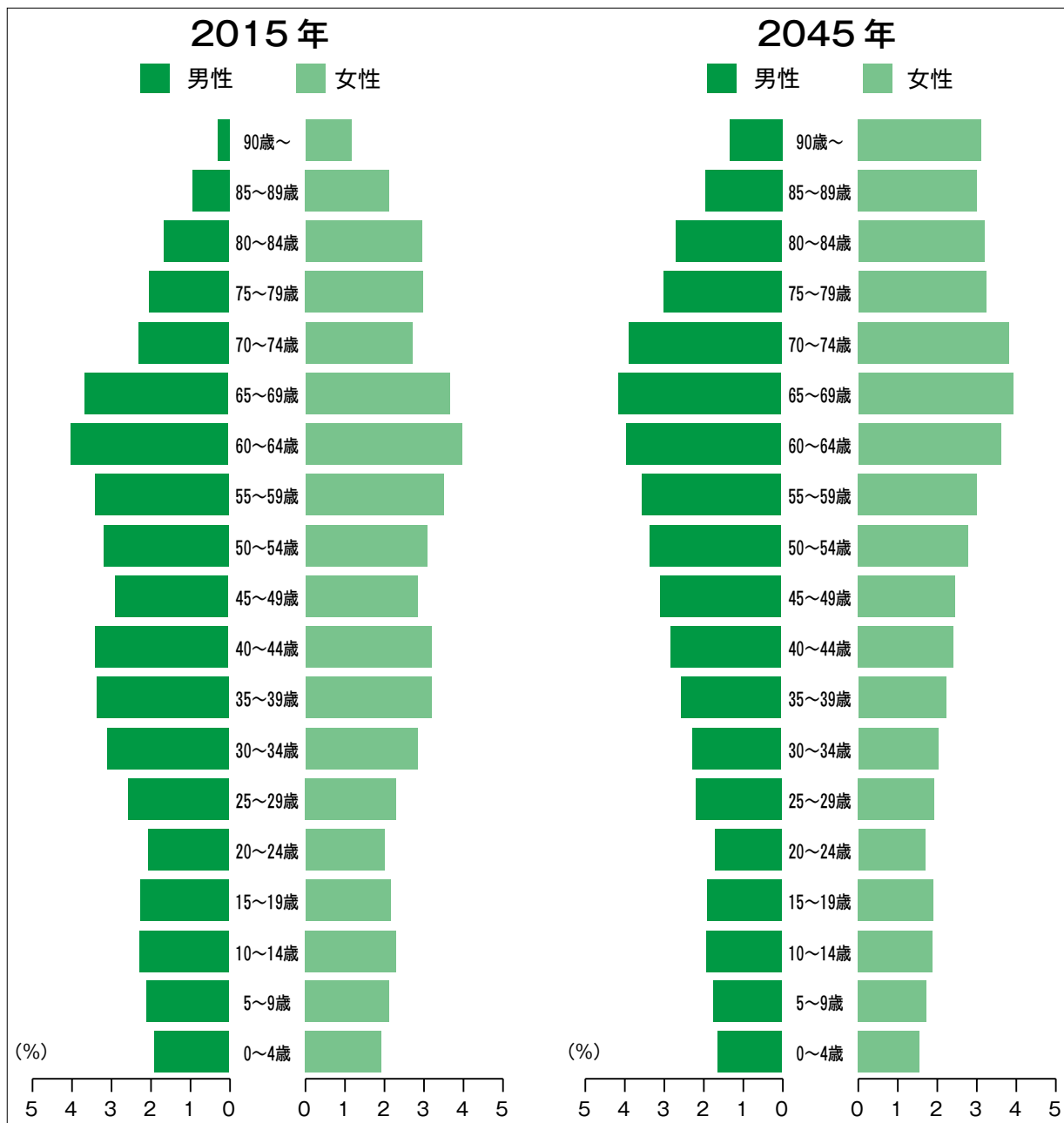


出典：総務省『国勢調査 2015年（H27）』
 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別推計人口（平成30年3月推計）』

3 人口ピラミッドの状況

人口の男女別、年齢構成は、2015年（H27）から2045年（R27）にかけて、老年人口（65歳以上）は10.5%増加、生産年齢人口（15歳～64歳）は31.3%減少、年少人口（0歳～14歳）は34.4%減少すると予測されています。

図 人口ピラミッド（大崎市全体）



出典：総務省『国勢調査2015年（H27）』

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）』

図：地域経済分析システム（RESAS）『人口ピラミッド』

4 産業別就業人口

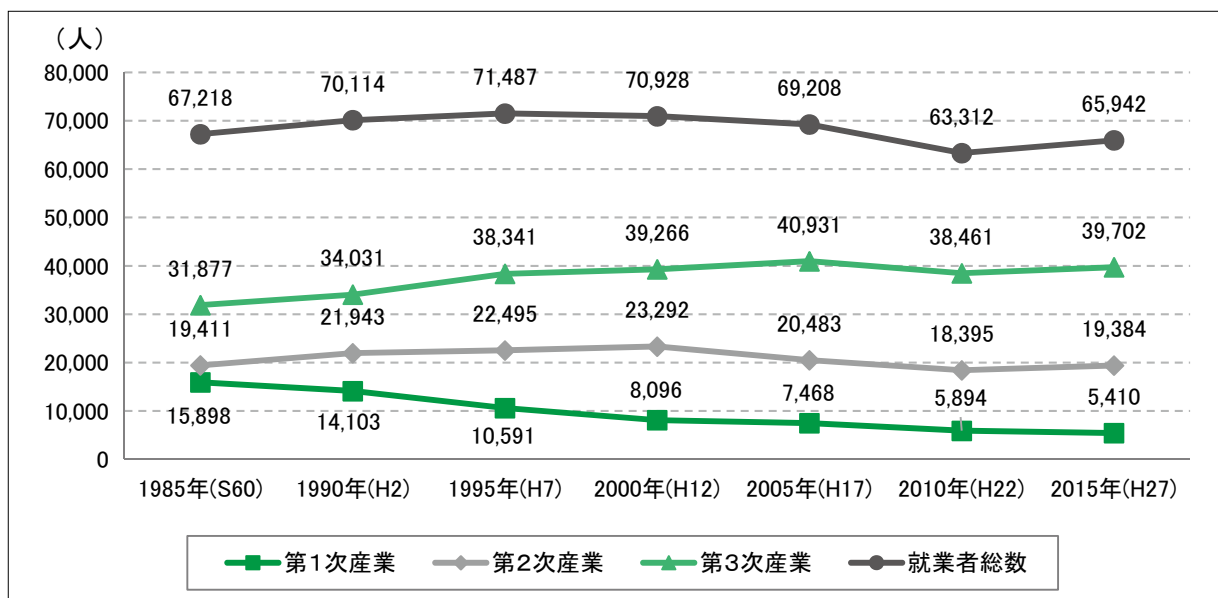
大崎市の就業人口は1995年（H7）をピークに減少傾向にあり、2010年（H22）では63,312人まで減少しましたが、2015年（H27）には65,942人に増加しています。

産業別就業人口をみると、第1次産業については1985年（S60）の15,898人（23.7%）から減少し、2015年（H27）では5,410人（8.2%）となっています。第2次産業については、2000年（H12）をピークに減少し、2015年（H27）では19,384人（29.4%）となっています。第3次産業については、人口は平成22年に減少に転じているものの、構成比は増加傾向にあり、60.2%となっています。

図表 産業別就業人口の推移

	1985年 (S60)	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)
就業者数 計	67,218	70,114	71,487	70,928	69,208	63,312	65,942
第1次産業	15,898	14,103	10,591	8,096	7,468	5,894	5,410
	23.7%	20.1%	14.8%	11.4%	10.8%	9.3%	8.2%
第2次産業	19,411	21,943	22,495	23,292	20,483	18,395	19,384
	28.9%	31.3%	31.5%	32.8%	29.6%	29.1%	29.4%
第3次産業	31,877	34,031	38,341	39,266	40,931	38,461	39,702
	47.4%	48.5%	53.6%	55.4%	59.1%	60.7%	60.2%

出典：総務省『国勢調査2015年（H27）』



出典：総務省『国勢調査2015年（H27）』

5 産業大分類別就業人口

産業大分類別人口をみると、第1次産業では「農業」の減少が目立っています。第2次産業では、「建設業」が2000年（H12）をピークに減少傾向となっていました。2015年（H27）で増加しています。第3次産業では、「金融業、保険業」は減少傾向、「医療、福祉」、「不動産業、物品賃貸業」は増加傾向となっています。

図表 産業大分類別就業人口の推移

区分	1985年 (S60)	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)
総数	67,218	70,114	71,487	70,928	69,208	63,312	65,942
第1次産業	15,898	14,103	10,591	8,096	7,468	5,894	5,410
農業	15,670	13,900	10,427	7,943	7,328	5,739	5,216
林業	194	177	142	130	126	149	166
漁業	34	26	22	23	14	6	28
第2次産業	19,411	21,943	22,495	23,292	20,483	18,395	19,384
鉱業	80	58	64	65	34	16	33
建設業	6,440	7,219	8,395	8,478	7,213	5,777	6,554
製造業	12,891	14,666	14,036	14,749	13,236	12,602	12,797
第3次産業	31,877	34,031	38,341	39,266	40,931	38,461	39,702
電気・ガス・熱供給・水道業	356	354	440	441	341	343	342
情報通信業	3,435	3,591	3,859	3,998	545	480	500
運輸業、郵便業	-	-	-	-	3,458	3,435	3,584
卸売業、小売業	12,363	12,343	13,829	13,650	11,210	9,994	9,467
金融業、保険業	1,239	1,366	1,402	1,243	1,123	1,073	1,013
不動産業、物品賃貸業	160	234	291	303	345	623	750
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	1,199	1,321
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	3,605	3,576	3,503
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	2,293	2,207
教育、学習支援業	-	-	-	-	2,933	2,845	2,879
医療、福祉	-	-	-	-	5,652	6,412	7,687
複合サービス事業	-	-	-	-	1,177	758	855
サービス業(他に分類されないもの)	12,220	14,030	16,113	17,151	8,096	3,182	3,418
公務(他に分類されるものを除く)	2,104	2,113	2,407	2,480	2,446	2,248	2,176
分類不能の産業	32	37	60	274	326	562	1,446

出典：総務省『国勢調査2015年（H27）』

6 男女別産業人口と特化係数

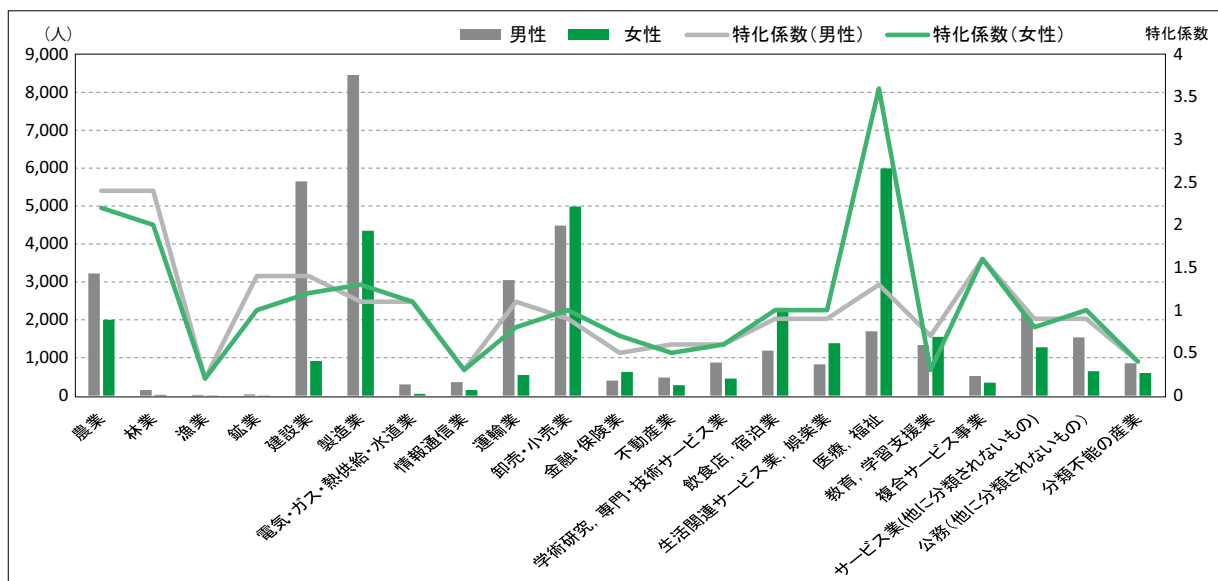
全国の各産業の産業人口比率に対する特化係数をみると、2015年（H27）では、「農業」「林業」が男性・女性とも2以上で、女性の「医療、福祉」は、3以上となっています。

図表 男女別産業人口と特化係数

産 業 (大分類)	大 崎 市			全 国			特化係数※	
	総数 (人)	男性	女性	総数 (人)	男性	女性	男性	女性
総 数	65,942	37,509	28,433	58,919,036	33,077,703	25,841,333	-	-
農業	5,216	3,217	1,999	2,004,289	1,185,796	818,493	2.4	2.2
林業	166	146	20	63,663	54,552	9,111	2.4	2.0
漁業	28	21	7	153,747	116,284	37,463	0.2	0.2
鉱業	33	29	4	22,281	18,790	3,491	1.4	1.0
建設業	6,554	5,646	908	4,341,338	3,649,562	691,776	1.4	1.2
製造業	12,797	8,453	4,344	9,557,215	6,620,497	2,936,718	1.1	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	342	294	48	283,193	242,260	40,933	1.1	1.1
情報通信業	500	352	148	1,680,205	1,230,784	449,421	0.3	0.3
運輸業	3,584	3,043	541	3,044,741	2,452,308	592,433	1.1	0.8
卸売・小売業	9,467	4,480	4,987	9,001,414	4,288,281	4,713,133	0.9	1.0
金融・保険業	1,013	391	622	1,428,710	639,984	788,726	0.5	0.7
不動産業	750	474	276	1,197,560	723,088	474,472	0.6	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	1,321	873	448	1,919,125	1,262,706	656,419	0.6	0.6
飲食店、宿泊業	3,503	1,189	2,314	3,249,190	1,225,971	2,023,219	0.9	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	2,207	824	1,383	2,072,228	821,361	1,250,867	0.9	1.0
医療、福祉	7,687	1,697	5,990	2,661,560	1,149,162	1,512,398	1.3	3.6
教育、学習支援業	2,879	1,333	1,546	7,023,950	1,695,037	5,328,913	0.7	0.3
複合サービス事業	855	515	340	483,014	291,462	191,552	1.6	1.6
サービス業（他に分類されないもの）	3,418	2,148	1,270	3,543,689	2,164,347	1,379,342	0.9	0.8
公務（他に分類されないもの）	2,176	1,536	640	2,025,988	1,464,004	561,984	0.9	1.0
分類不能の産業	1,446	848	598	3,161,936	1,781,467	1,380,469	0.4	0.4

出典：総務省『国勢調査2015年（H27）』

※特化係数：市の構成比／全国の構成比。特化係数が1以上の産業は全国と比べて特化傾向にあると言える。

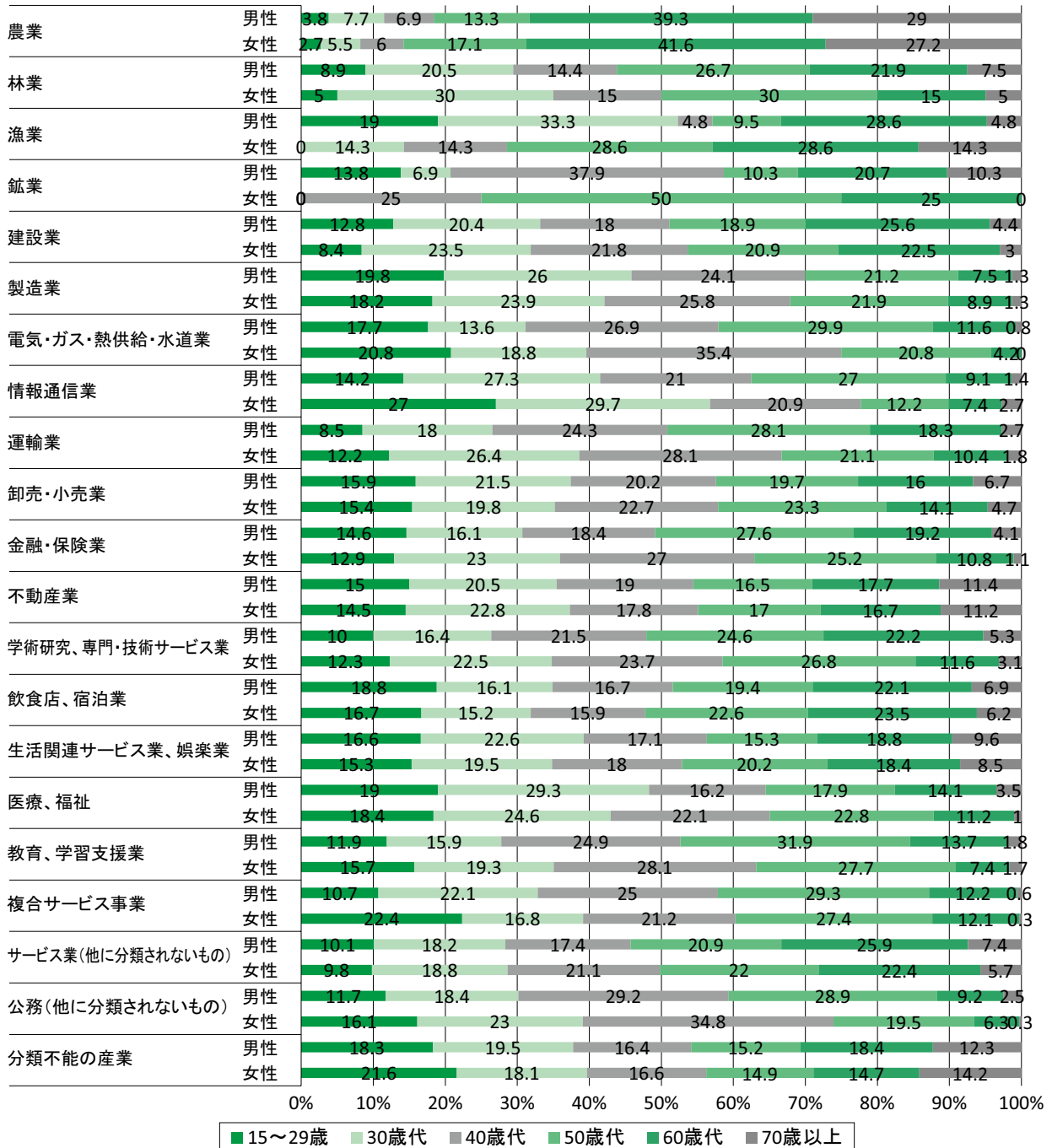


出典：総務省『国勢調査2015年（H27）』

7 年齢階級別産業人口

年齢階級別就業者の構成をみると、15歳から29歳代が多い産業は男性では「製造業」，「医療・福祉」，女性では「情報通信業」，「複合サービス業」となっています。

図 年齢階級別産業人口



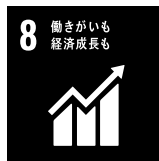
出典：総務省『国勢調査 2015 年 (H27)』

第 3 章 計画の推進プロジェクト

第 1 節 誇りある農業の振興

貢献する SDGs の目標

- ▶ 目標 2 飢餓をゼロに
- ▶ 目標 3 すべての人に健康と福祉を
- ▶ 目標 4 質の高い教育をみんなに
- ▶ 目標 6 安全な水とトイレを世界中に
- ▶ 目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- ▶ 目標 8 働きがいも経済成長も
- ▶ 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- ▶ 目標 12 つくる責任つかう責任
- ▶ 目標 13 気候変動に具体的な対策を
- ▶ 目標 15 陸の豊かさを守ろう
- ▶ 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう



1 取り組みの背景

本市は、稲作を中心とした農業を基幹産業としており、豊かな水に恵まれた豊饒の大地「大崎耕土」は、世界農業遺産に認定されています。

しかし、東日本大震災起因の、原発事故に伴う放射能の影響が現在も残っており、さらには、農業者の高齢化や減少、耕作放棄地の拡大のほか、グローバル化、異常気象の多発化、CSF（豚熱）の発生や新型コロナウイルス感染症などの環境変化により、本市の農業も大きな影響を受けています。

このような状況の中で、本市の農業が持続、発展するためには、計画的な農業基盤整備のもと、農地の集積を推進し、地域農業の担い手や青年就農者を中心とした多様な人材や主体を確保し、また、農村地域での共同活動の推進による多面的機能の発揮への支援が必要となっています。さらに、イノシシなどの被害が拡大しており、更なる有害鳥獣対策の強化が必要となっています。

加えて、ICT 活用の「スマート農業」の推進、農業 DX を実現し、更なる効率化を図ることも重要です。

これからは需要に即したマーケットイン¹⁵の視点で、農畜産物の振興と環境配慮のブランド化に取り組み、農業団体と連携しながら、消費者と地域・生産者との結びつきや国内外への販売の強化が求められています。

さらに、異常気象による自然災害への対応としては、広大な大崎耕土を活用した田んぼダムなど、グリーンインフラを活用した防災・減災の取り組みの普及が必要となっています。

社会・経済情勢の変化に適応しながら発展してきた世界農業遺産「大崎耕土」の農業システムを

¹⁵マーケットイン：消費者（実需者）の視点、ニーズを重視すること。

守り生かすための施策を、みどりの食料システム戦略¹⁶とも協調しながら展開していく必要があります。

2 取り組みのねらい

- (1) 担い手や青年就農者、多様な主体を確保する。
- (2) 需要に即した、農畜産業のスマート化と有害鳥獣対策を推進する。
- (3) 環境や生物多様性に配慮した農産物の生産を推進する。
- (4) 地産地消と食農教育を推進する。
- (5) 生産基盤や農村環境を整備し、防災・減災体制を推進する。
- (6) 農畜産物の放射能被害対策を推進する。

3 具体的な取り組み

(1) 担い手や青年就農者、多様な主体の確保

① 持続可能な力強い土地利用型農業経営体の育成

農業の生産性を向上し、競争力を強化するため、農地中間管理事業の活用を促進し「人・農地プラン」に位置付けられた、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

世界農業遺産「大崎耕土」の広大な農地を活かし、農業の持続的な発展を図るため、経営感覚を持った人材が活躍できるよう担い手の育成・確保を進める。また、TPP等外部環境の変化に影響されないよう、環境と調和のとれた土地利用型農業を推進し、環境配慮の農産物の生産を拡大する。

② 収益を確保し、持続できる複合経営体の育成

収益を確保し持続可能な農業を推進するため、地域の中心経営体の法人化や集落営農の組織化により、担い手への農地の集積・集約化を進め、土地利用型作物に園芸、畜産及び6次産業化などを加えた、複合経営の実現を推進する。

③ 青年就農者など次世代の担い手の育成強化

農業従事者の高齢化と担い手の減少が進む中、青年就農者など次世代の担い手の育成を強化する。

計画的な経営継承の推進、新規就農者定着へのフォローアップ、女性が能力を発揮できる環境整備等について、関係機関で構成する大崎市担い手育成総合支援協議会を中心に、各種支援制度の情報提供を行うとともに、官と民が連携し次世代の受け皿体制を強化する。

④ 多様な人材や主体の確保と農福連携等の推進

農業従事者の減少が加速する中、中心的な担い手のほか、地域農業にかかわる多様な人材や主体を確保することが、重要な課題となっている。

特に、中山間地域などを中心に、担い手の不足などにより耕作放棄地が増加しており、今後は生産のグループ化や家族経営のほか、他産業の退職者や外国人材、障がい者や半農半

¹⁶みどりの食料システム戦略：農林水産省が令和3年5月に策定し、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するもので、中長期的な観点からカーボンニュートラルなどの環境負荷軽減のイノベーションなどを推進する戦略。

X¹⁷実践者などの多様な人材を確保し、それぞれの持つ経験や能力などの強みを生かし、農業経営体や地域を支える取り組みを推進する。

また、関係機関と連携して、障がい者の就労や生きがいの場の創出と新たな働き手の確保を図るため農福連携¹⁸を推進する。

(2) 需要に即した、水田農業・園芸・畜産の振興

① 水田農業の振興と園芸作物の産地化の推進

食の多様化や新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、今後も米消費の減少が見込まれる中、需要に応じた米の生産を図るため、主食用米については環境に配慮したブランド米の生産を推進、業務用米は事前契約による販路の確保を推進する。今後の新市場開拓としての輸出用米の推進にあたっては、多収性品種の導入や直播栽培等も推進し、省力化と生産コストの低減を図り収益性を高める。

また、水田を活用した大豆や麦の生産を推進するとともに、収益性の高い土地利用型野菜の生産を振興し、施設園芸の推進と併せ園芸作物の産地化を図る。

さらに、近年の大きい環境変化の中、市内の農業関係団体が一丸となって連携することで、地域の総合力を発揮できるよう農業を振興する。

② 農業の効率化に向けたスマート農業と農業 DX の推進

農業従事者の高齢化や労働力不足といった課題への対応として、効率的で収益性の高い農畜産物の生産を拡大するため、機械化一貫体系や ICT などを活用したスマート農業の導入による生産体制の効率化や労力軽減を推進する。

また、IoT¹⁹などのデジタル技術の活用により、消費者ニーズの把握やスマートフォン等による、ほ場や作物の管理も可能となり、さらに、ビッグデータ²⁰を活用した効率的な栽培管理を進めるなど、農業 DX の実現への取り組みを推進する。

③ 収益向上を図るアグリビジネスの推進

農産物を加工、6次産業化することで1次産物に付加価値を付け、農業収益を向上させる取り組みを推進する。収益向上を意識した、アグリビジネスに挑戦する経営体が増えるよう、認定農業者、認定新規就農者や女性グループ等へ施設整備、機械導入等のハード支援や、ホームページ及びECサイト²¹利用の販促も支援し、アグリビジネスを強く推進する。

¹⁷半農半X：「農業収入のほかに、兼業収入を加えて生計をたてるライフスタイル(兼業就農に近い)」を指します。なお定義は数多くあり、定まったものはない。

¹⁸農福連携：障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

¹⁹IoT：Internet of Things の略。モノのインターネット。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

²⁰ビッグデータ：デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等IoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ(出典：総務省「平成29年度情報通信白書」より)。

²¹ECサイト：ECとは英語: electronic commerce(エレクトロニックコマース=電子商取引)の略。自社の商品(広義では他社の商品)やサービスを、インターネット上に置いた独自運営のウェブサイトにて販売するサイトのこと。

④ 地元産仙台牛のブランド化と家畜防疫の強化

肉用繁殖雌牛の貸付や繁殖素牛と肥育素牛の導入支援、及び牛肉や豚肉の消費拡大を図ることにより畜産経営の安定化を図る。酪農・畜産分野の収益性を向上させるため、地域全体での生産基盤強化等を行う畜産クラスター事業の活用を推進するほか、繁殖から肥育の地域内一貫体制を支援し、宮城県内での共進会や全国和牛能力共進会での高評価を目標に、大崎産仙台牛のブランド化を推進する。

鳥インフルエンザや新たな CSF（豚熱）の発生拡大など、家畜伝染病の脅威が増しており、関係機関と連携し、家畜防疫の強化を図る。

⑤ 環境と調和する、内水面漁業の振興

局地的な豪雨などの影響により海洋や河川の環境が変化している中、地域の河川などを活用した内水面漁業が持続できるよう、多面的機能の維持及び増進や環境保全を促進する。

⑥ 地域・農作物を守る、有害鳥獣対策の強化

イノシシなど有害鳥獣による農作物等の被害は年々深刻化し、農業者の生産意欲の低下など農村地域の重要かつ喫緊の課題であり、捕獲対策、侵入防止対策、地域ぐるみ環境対策を強化し、地域・関係団体が一体となった被害防止対策を強力に推進しながら農作物被害の軽減と農業者支援を図る。

また、捕獲個体の有効活用、地域振興を図るためジビエの活用について、調査研究し推進する。

(3) 環境や生物多様性に配慮した農産物の生産振興と販売PR

① 自然と共生する農業の普及

世界農業遺産認定を契機に、ラムサール条約湿地と周辺水田なども含めた市内の農地で、生物多様性の要である水田の持つ多様な機能及び価値の重要性を市民参加型の生きもの調査や、消費者と生産者の交流を通じて共有する仕組みを構築し、自然と共生する農業の普及を図る。

また、2050年カーボンニュートラル実現に向け、農村地域における化学農薬、化学肥料、化石燃料の使用抑制を図るなど、みどりの食料システム戦略と協調した環境保全型農業や有機農業の推進を行い、豊かな自然環境を維持しながら持続可能な農業を推進する。

② 世界農業遺産「大崎耕土」の特性を活用した農産物等の付加価値化

世界農業遺産認定を契機に、地域特性を更に活用し、環境や生物多様性に配慮した、付加価値の高いブランド力のある農産物の生産と販売を推進する。

米づくりでは、環境配慮に併せ食味重視で生産される、世界農業遺産ブランド認証米「ささ結」をシンボルに、地域特性を最大限活用した自然共生「三志米」など、高付加価値の米づくりを推進する。

また、農作物の品質を高める上でも農業生産工程管理（GAP）認証の推進を図るとともに、大崎耕土で引き継がれてきた発酵文化や食文化等の地域の宝を国内外に発信し、次世代に伝える取り組みを推進する。



③ 魅力あるこだわり農産物のPR

環境に配慮し、こだわりをもって生産する農産物の価値を更に高め、魅力あるこだわり農産物を食材とした料理を提供する飲食店などをPRすることにより、地域農産物の販売支援や地域ブランドの向上を図る。

一方、食のニーズは時代とともに多様化しており、大規模な自然災害や新たな感染症等の様々なリスクに対応するためにも、SNS等のデジタルコンテンツの活用により、双方向でのマーケットリサーチも行いながら、厳選された地場産農産物の国内での販売と輸出を促進する。



(4) 地産地消・食農教育の推進と、消費者と地域・生産者の結びつきを強化

① 学校給食での地産地消の推進

世界農業遺産「大崎耕土」で、環境に配慮して作られた米、野菜、加工品の学校給食での活用の拡大や、生産、流通、消費に関わる関係者が連携し、食材の供給体制の構築に取り組む。

② 食農教育の推進と、消費者と地域・生産者の結びつきを強化

農業体験や食の交流を通して、食と農の関係や農の多面的機能等を学ぶことにより、伝統野菜や伝統食を含む地場産農産物への関心を高める食農教育に取り組む。

食と農の距離が拡大する中、持続可能な農業を支える消費者の理解醸成に向け、地域支援型農業（CSA）の推進や、ECサイト、SNSの活用など消費者と地域・生産者を結びつける取り組みを推進する。

また、関係機関との連携により、食材の生産から消費までの過程の理解と食への感謝、食品ロス削減に向けた普及・啓発と実践者の支援に取り組む。

③ 宿泊施設や飲食店等と連携した地場産農産物の利用拡大

旅館、ホテル、飲食店、農産物直売所など市内の施設へ地場産農産物の利用への理解を深めてもらい、地域の食材を活用した取り組みを支援することで利用拡大を図る。また、メディアやSNS等を活用し、地場産食材の魅力や生産者の思いなどを伝える。

(5) 農業生産基盤の整備、農村地域の多面的機能維持・発揮への支援や防災・減災体制の推進

① 農業生産基盤の整備

農業の成長産業化に向けた農業基盤整備などにより優良農地を確保し、更なる生産性の向上や労働力の省力化を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

② 農業・農村の多面的機能の維持・発揮への支援

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域における共同保全活動などを支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する。

③ 自然災害に対応した、農村地域の防災・減災の推進

近年、勃発する豪雨や台風等に対応するため、ため池や排水機場などの計画的な整備や改修を推進するほか、流域治水の一環として、田んぼダムなどグリーンインフラを活用した取り組みの推進を図ることで、自然災害に対する農村の防災力向上を目指す。

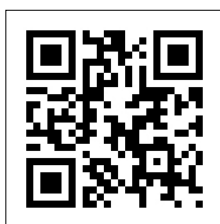
(6) 農畜産物の放射能被害対策の推進

関係機関で実施する農畜産物の出荷前の検査や、県などが実施する放射性物質検査の結果を継続して公表することにより、農畜産物の安全性を確保する。

なお、一時保管されている汚染稲わらや牧草について、国と県と市が一体となり、適正保管を継続するとともに、減容化等の処理を推進する。



ささ王チャンネル (YOUTUBE)



ささ結ホームページ QR コード

第2節 新たな期待にこたえる林業の振興

貢献するSDGsの目標

- ▶ 目標 4 質の高い教育をみんなに
- ▶ 目標 6 安全な水とトイレを世界中に
- ▶ 目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- ▶ 目標 8 働きがいも経済成長も
- ▶ 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- ▶ 目標 12 つくる責任つかう責任
- ▶ 目標 13 気候変動に具体的な対策を
- ▶ 目標 14 海の豊かさを守ろう
- ▶ 目標 15 陸の豊かさを守ろう
- ▶ 目標 17 パートナースhipで目標を達成しよう



1 取り組みの背景

本市の林業は、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、採算性低下による経営意欲の減退に伴う就労者の減少と高齢化が進行し、施業放棄されている森林が増加しており、適正な森林整備が求められています。

このような状況の中で保育、間伐及び再造林等の森林整備を着実かつ効率的に実施していくためには、その基盤となる作業道を整備するとともに、担い手となる林業経営体の育成、森林経営計画策定による施業の集約化とスマート化、森林環境譲与税を活用した森林経営管理の集約化を図り、間伐材のCLTなどへの更なる活用と、地場産木材の利用を推進し、安全・安心で高付加価値的林産物を生産することによる、環境にやさしい循環型社会への取り組みが必要となります。

また、森林は、森林資源の質的な充実、水源のかん養、生物多様性の保全、山地災害の防止等の多面的かつ公益的機能を有しています。さらに、二酸化炭素の排出を全体としてゼロとする2050年カーボンニュートラルの達成に貢献する上でも、森林を緑の社会資本としてとらえ、適正な森林整備を通じたグリーンインフラの構築が重要となります。

加えて、市民や企業など協働での森づくりの推進により、市民の理解を促進するとともに、森林資源の持続的な利用を推進することが必要となります。

2 取り組みのねらい

- (1) 効率的な間伐及び再造林等、適正な森林整備を推進する。
- (2) 林業労働力の確保と、担い手となる林業経営体を育成する。
- (3) CLTへの活用など、多方面での木材利用を推進する。
- (4) 森林の有する公益的機能を持続的に発揮させる。
- (5) 放射能被害による林産物の安全性を確保する。
- (6) 森林資源を活用し、協働の森づくりを進め、市民の理解を促進する。

3 具体的な取り組み

(1) 効率的な間伐及び再造林等，適正な森林整備の推進

① 森林経営計画に基づく施業の集約と，森林の経営管理の集積

森林経営計画の策定を進め，事業地を集約することにより間伐経費を低減するとともに，素材生産の効率化のため路網²²の整備を推進する。

また，森林経営管理制度²³に基づき，経営管理の集積を図る。

② 高性能林業機械の活用や，ICT等を活用したスマート林業の推進，列状間伐と再造林の推進

高性能林業機械を活用した作業システムの採用による経費削減と，林業生産性の向上を図り，ICT等を活用したスマート林業を推進する。

また，間伐の推進にあたっては，低コスト化を図り，列状間伐等を普及し，皆伐時には再造林を推進するとともに，みどりの食料システム戦略と協調し，エリートツリー²⁴の導入などを普及する。

(2) 林業労働力の確保と担い手となる林業経営体の育成

① 林業事業体の育成

森林及び林業の専業従事者を育成するため，森林組合などによる「緑の雇用」事業の積極的な活用を促進する。

また，森林経営管理制度による経営管理権の設定を通じ，長期施業受委託を促進することで，経営力を高めていく。

② 自伐林家等多様な経営体の育成

自家労働による作業での自伐林家など，多様な経営体が林業サイクルを一貫または連携して安定的な経営になるよう育成する。関係機関と連携しながら，林業教室などの研修を通して森林施業に関する技術の習得を図る。

(3) CLTへの活用など，多方面での木材利用の推進

① 大崎産材の地域内利用（木材の地産地消）の促進

地域内での木材加工や流通体制を構築し，地域内の各関係事業者が連携し，生産から消費までの地域内利用を促進する。大崎産材の住宅や公共施設への利用促進，間伐材を利用したCLT材への利用拡大，適正な森林管理を基本とした森林認証制度（FSC）²⁵の導入等，地域産材の利用を促進し，木材のブランド化と地産地消を推進する。

²²路網：森林内にある公道，林道，作業道の総称のこと。

²³森林経営管理制度：民有林のうち，現に経営管理が行われていない森林について，市町村が森林所有者の意向を確認後，森林所有者の委託を受け経営管理することや，意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより，林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する制度。

²⁴エリートツリー：品種改良によって生まれた苗木で，初期成長が早く，材質や通直性にも優れており，植栽本数や下刈り回数等，造林初期投資の削減や，伐期の短縮が期待される。

²⁵ FSC 森林認証制度：森林管理協議会（FSC: Forest Stewardship Council）が，適切な森林経営や持続可能な森林経営をしている森林を認証する制度。

② 木質バイオマスの生産体制の安定化と、供給から利用への連携強化

間伐の際の林地残材や小径木を利用した木質チップの生産体制を安定化させることと、生産から木質バイオマス燃料を利用する事業者との連携を強化し、供給と利用のバランスが図れるよう推進する。

(4) 森林の有する公益的機能を持続的に発揮

① 間伐促進による過密人工林の解消

経営林の中でも過密人工林については、間伐を促進し過密化の解消を図り、適正な管理を行うことで、森林吸収源や災害防止などの公益的機能を発揮させる。

② 条件不利地での針広混交林への誘導

条件不利性から荒廃の懸念がある過密人工林については、強度の切り捨て間伐を行い、広葉樹などへ植生が遷移する針広混交林化への誘導を図り、地域の景観や環境に配慮した持続可能な利用を図る。

また、森林経営管理制度のもとで所有者の意向調査や、デジタル技術を活用し、現況を確認しながら、状況に合わせ推進する。

(5) 放射能被害による林産物の安全性の確保

① 林産物の出荷制限解除に向けた取り組み

放射能被害により出荷制限指示及び出荷自粛要請がある、林産物の早期解除に向けた取り組みを関係機関と連携して進める。

(6) 森林資源の活用、協働の森づくりと市民理解の促進

① 市民や企業等と連携した、協働の森づくり

森林資源の保全や地球温暖化の防止、生物多様性の保全を図るため、市民の森づくりや企業のCSR²⁶活動など協働の森づくりに取り組み、森林保全に理解を深め、広める。

② 環境教育、観光、保健休養、伝統木地産業の材料供給等の場としての多様な利用

学校教育等で下草刈りなど簡単な森林管理作業の体験を行い、森林や林業の理解を深める環境づくりを推進する。

また、森林がもつ景観や保健休養機能などを生かし、森林浴によるストレス軽減、観光との連携、都市との交流の場としての利用を進め、また、国定公園・温泉地等と連携したワーケーションや農泊等の推進により、森林の多様な活用を図るとともに、魅力の創出と関係人口の拡大を図る。

さらに、森づくりと連動しながら、鳴子こけしや鳴子漆器など、伝統的な木地産業での利用も図る。

²⁶CSR：企業が、組織活動を行うにあたって担う社会的責任。

第3節 にぎわいのある商工業の振興

貢献するSDGsの目標

- ▶ 目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- ▶ 目標8 働きがいも経済成長も
- ▶ 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ▶ 目標11 住み続けられるまちづくりを
- ▶ 目標17 パートナーシップで目標を達成しよう



1 取り組みの背景

本市の商工業においては、東日本大震災による事業施設の復旧・再建を終えたものの、商店街の空洞化や製造拠点の海外移転などの問題点は残っており、地域経済の活性化は重要な取り組みとなっています。このような状況のもと、新型コロナウイルス感染症の拡大は、事業の縮小、取引の減少など地域経済にも大きな影響を与えています。

アフターコロナを見据えた地域経済の在り方として、中心市街地活性化や商店街における空き店舗対策、イベント開催による商店街の集客力の回復を図る支援をすることで、これまで以上ににぎわいを取り戻す必要があります。

また、2050年カーボンニュートラルの実現や最先端のデジタル技術を駆使した新しいビジネスモデルの参入など、各企業は競争力維持や強化に向けた取り組みが求められています。

さらに、地域において自動車関連産業の集積が進む中、地場企業の自動車関連産業への参入支援や、サプライチェーンの見直しによる製造拠点の国内回帰を行う企業の誘致や設備投資を行う立地企業への支援により、地域経済の活性化と安定した地域雇用を図ることが求められています。

2 取り組みのねらい

- (1) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者の活性化を促進する。
- (2) 中心市街地や地域商店街の活性化を促進する。
- (3) 創業、事業承継しやすい環境を整える。
- (4) 自動車関連企業などの企業立地を促進する。

3 具体的な取り組み

(1) 商工関係団体との連携による商工業の活性化支援

① 中小企業者の経営安定化支援

中小企業庁をはじめとする関係機関による中小企業支援策の活用、商工会議所・商工会などと連携した各事業者への経営指導に取り組むとともに、中小企業及び小規模企業振興基本条例に基づく振興策の推進や独自の融資制度、設備投資、DXの活用に係る負担軽減策の拡充を図ることにより、商工業者の経営安定化を図る。

② 異業種参入・販路拡大を目指す地場企業への支援

自動車関連産業や航空機関連産業などへの参入，または製品の輸出等の新たな海外展開を目指す企業に対する販路開拓支援や取引拡大のための研究開発支援の制度拡充を図る。

③ 商工業者の災害支援

地震や台風をはじめとする自然災害や感染症の影響などにより被害を受けた中小企業者に対し，事業継続に向けた支援を行う。

(2) 既存事業者などへの支援制度の充実による活性化

① 中心市街地の活性化

中心市街地復興まちづくり計画との整合を図りながら，道の駅おおさき，食の蔵醸室（かむろ）及びリオーネふるかわの3つの商業施設，市役所新庁舎や地域交流センターを加えた新たな賑わいの創出と，観光客をはじめ多くの来訪者，居住者が安心できる歩行環境の整備や水辺空間と一体となった良好な景観を形成することにより，まちなかの回遊性を高め，中心市街地の活性化を図る。

また，醸室内の大崎市観光物産センター「Dōzo」を支援することで，特産品の販売や観光情報を提供し，「宝の都（くに）・大崎」を広く市内外に発信する。

② 地域商店街の活性化

商店街の活性化を図るため，商工会議所・商工会と連携を図りながら，空き店舗対策やイベント開催，店舗のリニューアル支援などを行い，商店街の集客力の向上を図り，賑わいをもたらす。

③ 多様な空き店舗の活用

商店街の空き店舗を，関係機関と連携し，インキュベーション施設²⁷，小規模オフィスやサテライトオフィスとして活用を図り，IT関連企業，農商工連携や6次産業化を含めた創業の場としての支援を行う。

(3) 創業者，事業承継者の育成支援

① 産学官金連携による創業支援

商工会議所，商工会，NPO 法人未来産業創造おおさきなど，産学官金²⁸の支援機関と連携して，創業者や創業希望者に対し，窓口相談や創業セミナーなどにより積極的な支援を行う。

② 事業承継者の人材育成

事業承継を推進するため，後継者の育成や，事業継続計画の策定など，商工会議所・商工会と連携しながら経営課題の解決や人材育成のための研修会を実施する。

²⁷インキュベーション施設：起業家の育成や，新しいビジネスを支援する施設のこと。

²⁸産学官金：企業の新製品・新技術の開発や技術的課題を解決するためのために，大学・高専や公的研究機関の研究者から技術指導を受け，研究者と一緒に共同研究などを行う取組に，産業支援機関や金融機関が，窓口相談や情報提供，伴走支援など一緒になって取り組むこと。

(4) 自動車関連産業などの企業誘致の促進

① 工業団地の整備

東北地方において自動車関連産業の集積が進む中、物流を含めた自動車関連企業の誘致、また、分散する企業の移転や集積の受け皿となる工場用地の確保及び整備を検討する。

② 成長産業等の企業誘致

2050年カーボンニュートラルの実現や最先端のデジタル技術活用など、成長が期待される産業や市内企業の発展に資する企業の誘致を推進する。

③ 企業立地等奨励制度の整備

進出企業や地場企業の設備投資負担の軽減を図り、積極的な投資を促進するため、奨励金制度の見直しを行い、良好な企業立地環境を整備するとともに、DX推進のため機械化やIoT化などデジタル技術の活用を伴う設備投資支援の整備を図る。

第4節 訪れたくなる観光の振興

貢献するSDGsの目標

- ▶目標2 飢餓をゼロに
- ▶目標8 働きがいも経済成長も
- ▶目標11 住み続けられるまちづくりを
- ▶目標12 つくる責任つかう責任
- ▶目標15 陸の豊かさを守ろう
- ▶目標17 パートナーシップで目標を達成しよう



1 取り組みの背景

本市は、令和元年の市町村別観光客入込数、宿泊観光客数とともに仙台市に次いで第2位と県内有数の魅力ある観光資源を豊富に有する観光圏となっています。

人口減少により減少する地域内消費を賄う観光消費は、宿泊や飲食、土産品の購入による直接的な経済波及効果はもとより、食材や伝統工芸品を供給する農林業や製造業など、様々な産業に広く経済波及効果を及ぼしますが、観光関連産業の特徴として社会情勢や国際情勢、新型コロナウイルスのような感染症や災害など、様々な外的要因の影響を受けやすいという一面を持っています。

また、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、旅行の在り方やニーズも大きく変化しています。これまでの団体旅行から個人での旅行へ、周遊旅行から滞在（拠点）旅行へ、物見遊山から交流及び体験といった人との触れ合いへ、旅行そのものが目的の時代から自分の趣味や自己実現のための手段としての旅行という考え方が多くなっています。

さらに、教育旅行²⁹においても、単に観光地を巡るものから、地域の自然や産業、伝統文化などが体験できるもののニーズが高まっています。

このような観光を取り巻く環境やニーズの変化に対応するため、豊かな自然や温泉、世界農業遺産、地域に住む人々など魅力ある観光資源の磨き上げのほか、観光案内板や無料 Wi-Fi 環境の充実などの環境整備や、DXの推進による時代に即した効果的な情報発信や旅客対応、地域全体で連携を図るための観光関連産業の体制強化が必要とされています。



²⁹教育旅行：教育上の目的で実施される旅行（修学旅行や林間学校など）。

2 取り組みのねらい

- (1) 本市の特徴を生かしながら、観光客のニーズにこたえる環境整備を推進する。
- (2) 観光関連コンテンツの充実と、滞在交流型の観光地を目指す。
- (3) 官民一体となった情報発信力の強化を図る。
- (4) 地域祭りや伝統文化、交流事業により交流人口の増加を図る。
- (5) 観光関連産業団体との連携を強化する。

3 具体的な取り組み

(1) 観光客の多様化するニーズへの対応と環境整備

① ニーズ把握と環境整備

観光協会など既存組織や旅行関連事業者との情報交換のほか、SNSなどで得られる様々な情報をもとに旅行客のニーズなどの収集や分析などを行い、インバウンドの誘客のほか新たな観光需要の取り込みを推進する。

また、人流や消費行動情報等のビッグデータ、ICTを活用して観光客の利便性向上や、サービス改善に繋がられるよう観光関連事業者に情報を提供するほか、温泉や自然、世界農業遺産、体験メニューやアクティビティなど、既存の観光素材の魅力化を図り、教育旅行をはじめ様々なニーズに対応するために幅広い受入れ体制の整備を推進する。

② 温泉資源の保護と有効活用

本市の観光の柱である鳴子温泉郷の源泉を持続可能な資源とするため、官民一体となった適切な管理、保護及び人材確保に取り組む。

また、未利用源泉や余剰エネルギーの活用も含め、有効活用を図る。



③ 「おもてなしの心」の醸成

本市を訪れる観光客が、様々な場面において満足度を上げリピーターにつながるよう、観光業へのかかわりが深い鳴子温泉地域をはじめ、市内全域で観光客を受け入れる「おもてなしの心」が醸成されるように、研修会の実施やボランティア組織立ち上げのための支援を行う。

(2) 観光コンテンツの充実と滞在交流型観光の推進

① 新たな旅行商品及び特産品の開発

宮城オルレや世界農業遺産の資源を活用したジアスツーリズムと、SDGsの取り組みを組み合わせた教育旅行のほか、インバウンドに対応した体験メニューなど、世界が認め、世界とつながる「大崎耕土」ならではの旅行商品と特産品の開発を推進する。

また、ビッグデータや統計データを活用し観光ニーズを分析するとともに、DXを推進し旅行者の利便性を向上させることで、顧客満足度に繋げる。

② 滞在交流型観光の推進

一般社団法人みやぎ大崎観光公社や大崎市グリーンツーリズム協会、おおさき農泊推進ネットワークと連携し、エコツーリズム³⁰やグリーンツーリズム³¹等のニューツーリズムと農泊等を組み合わせ、新たな観光商品開発のほか、アクティビティ等の整備や地域連携による観光資源の磨き上げを行う。

また、国民保養温泉地と国定公園を併せもつ鳴子温泉郷の特性を活かし、ワーケーションやブレジャー³²など滞在交流型の新たな旅のスタイルの受け入れ環境整備に取り組む。

(3) 魅力の発信と情報発信力の強化

① 地域一体型観光による魅力発信

SNSによる情報発信が効果的であることを踏まえ、地域住民、観光関連事業者、農林業、商工業者など多様な業種の人材と一体となった観光事業を展開することで、関係者がそれぞれのネットワークを使った魅力発信につなげる。

② 情報発信の充実

ウェブサイトやSNS、ユーチューブなどを活用し、動画と組み合わせた観光情報を発信するほか、ガイドブックやラジオなど様々な広報媒体を活用し、市内各地域の観光素材や食文化、人や活動などの魅力を幅広い年齢層に発信する。

また、インバウンドを視野に、様々な見本市や展示会において直接エージェントに情報発信を行うほか、本市への来訪者に向け、道の駅や民間観光施設、新たな地域振興拠点施設などと連携し、各施設のインフォメーションコーナーなどで観光情報を提供する。

(4) 地域祭りや伝統文化、交流事業による交流人口の増加

① 地域の祭りや地域活動の支援

これまで歴史を積み重ねてきた地域の祭りや伝統文化を、観光イベントとの連携を図ることで活性化及び持続化につなげる支援を行うほか、時代に合った新たな取り組みにつながるよう情報提供を行うなど、課題を共有しながら、特に市外からの参加者の増加に向けた取り組みを行い、交流人口の拡大を図る。

② 姉妹友好都市との交流と、おおさき宝大使との連携

歴史的な関わりや市民交流からスタートした姉妹友好都市との交流は、小中学校の相互交流や、教育旅行、物産の相互販売などを通して交流を深めて行く。

また、おおさき宝大使制度を活用し、著名人の発信力による本市のPRと交流人口の拡大を図る。

³⁰エコツーリズム：自然環境や文化などを観光素材とすることで、保全等につなげることを目的に行う旅行のこと。

³¹グリーンツーリズム：農山漁村地域において、自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

³²ブレジャー：業務での出張先で、滞在を延長するなどして、業務の後に旅行（レジャー）も楽しむこと。

③ 伝統工芸の保存・後継者の育成

国が指定する「鳴子こけし」や「鳴子漆器」、宮城県が指定する「岩出山のしの竹細工」などの伝統的工芸品を、地域おこし協力隊などの事業を活用して後継者の育成及び伝承に取り組んでいくほか、知名度向上のため、SNSによる情報発信やデジタル技術を活用したPRの検討を行う。

(5) 観光関連産業団体との連携強化

① 一般社団法人みやぎ大崎観光公社との連携による観光基盤の強化

観光を1次産業から3次産業までを包括した地域ブランドの総合プロデュース産業と捉え事業を展開している一般社団法人みやぎ大崎観光公社と連携し、本市の観光基盤の強化を図る。

② 各種団体・旅行関連業者・広域連携協議会との連携

市内各地域の観光協会など既存組織や旅行関連事業者との情報交換を行い、旅行業界の現状把握に努めるとともに、課題を共有し適切な事業実施に繋げる。

また、教育旅行の受入れなどを視野に、他の自治体と連携し、市内各地域や周辺エリアとの広域観光メニューの提供を進める。

③ 地域振興拠点施設と連携した誘客の促進

既存の道の駅などの地域振興拠点施設と連携し、地域の魅力ある観光資源の磨き上げや情報発信のほか、姉妹都市の物産フェアの開催など、市外の観光客を更に呼び込んでもらえるよう連携を図る。



アイラブオオサキ (facebook)

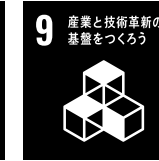
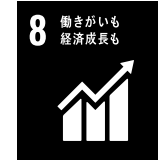


観光交流課 インスタグラム

第5節 安定した就労・雇用の支援

貢献するSDGsの目標

- ▶目標1 貧困をなくそう
- ▶目標5 ジェンダー平等を実現しよう
- ▶目標8 働きがいも経済成長も
- ▶目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ▶目標10 人や国の不平等をなくそう
- ▶目標11 住み続けられるまちづくりを
- ▶目標17 パートナーシップで目標を達成しよう



1 取り組みの背景

新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用環境にも大きな影響を及ぼしており、多くの企業では、国等の助成制度の活用による経営の持続化並びに雇用の維持を図っている状況にあるといえます。

大崎地域の有効求人倍率は、感染症拡大による一時的な落ち込みはあったものの、1.00倍を超えた求職者数を求人数が上回る状況を保っています。

しかしながら、事務職では少ない求人に多くの求職者が就職を希望している一方で、製造職や介護職などでは、求人数に求職者数が満たないという状態が顕在化しています。

アフターコロナにおいて、市民が本市で安心して生活し続けていくためには、テレワークの導入など、新しい生活様式や働き方改革に対応した雇用環境づくりが重要となります。そのためには、関係機関や企業と連携し、多様なニーズにこたえられる雇用創出や労働環境の向上を進めることが必要となっています。

また、社会構造の変化に伴い、人材不足、技術承継や伝承、技術革新などに対応するため、高齢者雇用の促進や事業承継支援制度の拡充、離職者への就労支援、さらには、地方への移住志向を踏まえ、UIJターン³³希望者の就労機会の創出や外国人材の活用支援が求められています。

2 取り組みのねらい

- (1) 働きやすい雇用環境が確保されるよう支援する。
- (2) 新たな就労機会の創出に向けた取り組みを支援する。
- (3) 就労希望者などへの技術習得機会の創出や就労を支援する。

³³UIJターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態のこと。

3 具体的な取り組み

(1) 関係機関，企業，NPO 法人などとの連携による就労・雇用支援

① 産業支援機関との連携による就労支援

国・県をはじめ大学や研究機関などの産業支援機関との連携により，地場企業が求める新たな技術習得など学習機会の提供を行う。

② 地域産業支援機関と連携した経営・雇用支援

地域の産業支援機関である商工会議所，商工会，農業協同組合及びNPO 法人未来産業創造おおさきなどと連携し，生産性向上に向けた研修の実施，コワーキングスペースを活用した創業支援を行う。

人材の育成や確保については，大崎地域職業訓練協会による人材育成，シルバー人材センターによる高齢者雇用，併せて国と県を通じた外国人材の活用支援を行う。

(2) 新たな就労機会の創出

① 産業間及び企業間の連携による新たな就労機会の創出

産業間及び企業間の連携により，6次産業化や農商工連携による内発型産業などの新たな産業の創造による雇用機会の創出を図る。

② 新規企業や新産業の誘致などによる新たな就労機会の創出

新たな企業立地や，創業支援，空き店舗などへの企業誘致を行い，雇用機会の拡大と併せて市内への移住や定住の促進を図る。

(3) 新規就労者，後継者，離職者などへの就労支援

① 地場企業の企業情報などのPRによる地元への就業促進

ホームページや各種イベントを通じた地場企業の事業内容などの周知により，大崎地域の高校生の地元就職率の向上と新規就労者などのUIJ ターンを目指す。

② 地場企業の魅力ある職場づくり

労働災害の防止啓発のみならず，社内体質改善による生産性向上や自社の生産技術の開発による労働環境の改善，家庭と仕事が両立できるよう，子育て世代における女性のM字カーブ³⁴などの解消，ワークライフバランス³⁵の普及啓発を図る。

³⁴ M字カーブ：日本女性の年齢階級別労働率のグラフが，アルファベットのMに似た曲線となることから，女性の就業形態の特徴を表すこと。

³⁵ワークライフバランス：仕事と生活の調和のこと。

第6節 魅力ある地域資源の活用と産業の連携

貢献するSDGsの目標

- ▶目標2 飢餓をゼロに
- ▶目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- ▶目標8 働きがいも経済成長も
- ▶目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ▶目標11 住み続けられるまちづくりを
- ▶目標12 つくる責任つかう責任
- ▶目標13 気候変動に具体的な対策を
- ▶目標15 陸の豊かさを守ろう
- ▶目標17 パートナーシップで目標を達成しよう



◇多様な連携による新産業の創造支援

1 取り組みの背景

本市には、観光や自然資源、歴史や文化、特産品、人材、技術などの多様な資源が存在しています。地域経済が活性化し、中小企業の経営力強化を図りながら、将来の雇用の場を確保するためには、新産業創出、産業活性化のサポートが重要です。

産学官金連携のプラットフォームとしての役割を果たすNPO法人未来産業創造おおさきとの連携をもとに、地域資源を生かした産業間連携や生産から加工、流通までを一体となった6次産業化の推進により、内発型産業創造へ取り組むことが必要です。また、事業にチャレンジする創業者を支援するとともに、次世代の産業の担い手となる人材の育成に引き続き取り組む必要があります。

2 取り組みのねらい

- (1) 産業間、企業間及び産学官金などの多様な連携による新たな産業の創造を促進する。
- (2) 農商工連携や6次産業化による内発型産業の創造を推進する。
- (3) 創業支援の強化と人材育成を推進する。

3 具体的な取り組み

(1) おおさき産業推進機構による新産業の創造支援

① 地域産業支援機関との連携強化

産業界のプラットフォームとして活動するNPO法人未来産業創造おおさきと、地域の産業支援機関である商工会議所、商工会、農業協同組合などと連携強化を図りながら構築するおおさき産業推進機構により、事業者を育成し、新産業の創造を支援する。

② 多様な連携をコーディネート

産業間、企業間、産学官金の連携をコーディネートすることにより、新たな産業を創造するための技術、製品、商品などの開発を支援する。

③ 専門コーディネーターによる支援

専門コーディネーターによる技術相談，研修実施，国などからの財政支援の活用，展示会への出展などの支援により，中小企業の経営力強化を図る。

(2) 地域資源を活用した内発型産業創造の推進

① 持続可能な地域経済の確立と雇用の場の創出

世界農業遺産資源をはじめ，自然，文化，特産品，温泉などの地域資源，観光資源の魅力の磨き上げと販売力の強化による稼ぐ仕組みづくりを構築する。また，未来を担う地域に根ざした人材育成によるビジネス創出を，産学官金のネットワークにより支援し，農，商，工，観光の産業を横断的な形で市内での「しごとづくり」を推進する。

② 農商工連携や6次産業化の推進

地域資源である農産物の付加価値や所得の向上を図るため，生産，加工，販売などを一体的に取り組む農商工連携や6次産業化を推進し，商品開発や販路拡大を支援する。

③ 発酵のまちづくりの推進

本市には米や大豆などを発酵させて商品づくりを行う，酒造会社や味噌・醤油製造事業の会社が多く，発酵を利用した食文化の伝統も根付いていることから，こうした取り組みを発展させることにより，地産地消の推進と発酵技術による農水産物の特産品開発の推進を図る。

(3) 創業支援の強化と人材育成

① 多様な創業への支援

産学官金連携による支援体制を強化し，窓口相談やおおさきコワーキングスペース「alata (アタ)」の運営により，本市において創業しようとする人，創業した人を支援する。さらに，地元企業が新事業に取り組むために産学官金連携に向けた交流の場及び拠点づくりを支援する。

② 次世代の産業の担い手の人材育成

創業セミナーや窓口相談により，創業や事業承継を支援し，若者，女性，高齢者，移住者など，これからの地域産業を担う人材を育成する。

◇再生可能エネルギー産業の支援

1 取り組みの背景

東日本大震災によるエネルギー危機を契機としたエネルギー源の多様化と分散化の推進と、地球温暖化対策を念頭とした化石燃料由来の温室効果ガス排出抑制効果の期待などから、再生可能エネルギーの導入の促進が求められています。

国では、地球温暖化への対応を成長の機会と捉え、経済と環境の好循環につなげるため「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。また、本市では、再生可能エネルギー発電事業が地域の自然環境等との調和を図りながら行われるよう「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定しています。

こうした状況を踏まえ、本市に存在する太陽光や地熱、バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギーの有効活用が図られ、経済性、環境性、安定供給といったバランスを踏まえた多様なエネルギー源としての可能性を追求することが求められています。地域内で生産される再生可能エネルギーの活用は、地域を潤す経済の循環を生み出すとともに、持続可能な循環型社会の形成を促進します。

2 取り組みのねらい

地域産業の振興につながる再生可能エネルギーの導入を促進する。

3 具体的な取り組み

(1) 再生可能エネルギーの導入支援

条例に基づき、本市の豊かな自然環境等を保全しながら、人と自然が共生し、安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和を前提とし、民間による事業化に向けた多様な地域産エネルギーの導入支援を行う。

(2) バイオマス利用の普及促進

使用済み食用油の回収による啓発を図り、市民参加によるバイオディーゼルの活用を促進する。

また、地域内で生産される間伐材を原料とした木質チップ燃料を、公共施設など恒常的に熱需要の見込める施設での活用を促進する。

(3) 産学官金連携による再生可能エネルギーの導入

教育・研究機関、民間企業との連携により、新しいエネルギー源としての実証実験を行うなど、実用化につなげることにより、地域産業の振興に寄与する。

◇大崎ブランドの確立

1 取り組みの背景

本市には、魅力ある地域資源が豊富にあるものの、競争力を十分に発揮できない状況にあったことから、「大崎らしさ」を追求し、地域イメージの確立を図るための「地域イメージのブランド化」に取り組んできました。その取り組みの一つである大崎市公式キャラクター「パタ崎さん」は、広く市民の間に普及、定着してきており、今後は、デジタルコンテンツの活用など、多様な媒体を通じた発信を強化していく必要があります。

また、世界農業遺産「大崎耕土」を活かし、守る取り組みは、地域の水や森林などの資源、生物多様性などを持続可能な方法で利用することによって農業の発展や地域振興につながります。この先人から受け継がれた農業と暮らし、水田や水路、屋敷林「居久根」がつながる独特の景観など、大崎耕土の持つ持続可能性とSDGsを関連付け、見える化することは、「大崎らしさ」の確立に向けた重要な取り組みとなります。

特産品については、これまで魅力ある商品の開発を重点に取り組んできたところですが、世界農業遺産認定を契機として創設されたブランド認証制度における認証品目の拡充を図りながら、豊饒の大地「大崎耕土」が育ててきた農畜産物や発酵食品などの加工品を国内外に発信するため、販路拡大に向けた積極的なプロモーションを行っていく必要があります。

2 取り組みのねらい

- (1) 大崎らしさの見える化を通じたブランドイメージの確立を図る。
- (2) 大崎ブランドを確立するためのシティプロモーションと、地域資源のブランド化を促進する。

3 具体的な取り組み

- (1) 「世界農業遺産×SDGs」を通じた大崎らしさの見える化を推進

- ① フィールドミュージアム「大崎耕土」の保全と活用

大崎耕土の農業や農業施設、食文化、民俗芸能、生物多様性などを組み合わせた「世界農業遺産×SDGs」をテーマとした屋根のない博物館「フィールドミュージアム」と位置づけ、探求型教育旅行や農泊を組み合わせた滞在型観光のみならず、企業のCSRやCSV³⁶など通じて保全と活用に参画する仕組みを構築する。

特に、屋敷林「居久根」は、住宅の構造やライフスタイルの変化などを背景に減少傾向にあることから、歴史的な背景を踏まえながら、林業や造園業など多様な知見を取り入れた管理と活用を推進する。

³⁶ CSV：企業が、社会ニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、結果、経済的な価値も創造されること。

② 農畜産物のブランド認証及び販売戦略の展開

世界農業遺産の保全と活用につながる農畜産物のブランド認証制度の品目拡充を図り、直売所や道の駅等の観光施設、アンテナショップとの連携、EC サイト等の活用、マッチングフェアへの参加などにより販売ルートを開拓するとともに、発酵食など本市の伝統的な食文化を活かし、健康への関心や美食などのニーズをターゲットにした販売戦略・プロモーションを展開する。

(2) シティプロモーションの推進

① 大崎市の魅力を表すブランドメッセージの活用

大崎市公式キャラクター「パタ崎さん」を活用して、イベントやYouTubeなどで大崎市の魅力を発信し、本市の知名度向上を図る。

世界に認められた世界農業遺産「大崎耕土」を、あらゆる機会を捉えて広報、SNS、各種イベント等により地域内外にPRを行う。

② モニターツアーによる情報発信

本市のシンボルエリアや食品の魅力、世界農業遺産「大崎耕土」に関する地域資源を発掘し、旅行商品に取り入れて、モニターツアーを実施し、魅力を情報発信する。

③ 首都圏の飲食店との連携による知名度の向上

首都圏及び仙台圏の飲食店と連携し、世界農業遺産ブランド認証品を中心に本市の食材を使った料理の提供や特産品の販売を行い、知名度の向上につなげる。

④ シビックプライド³⁷の醸成

FM 放送や SNS 等を活用した情報発信や、映画、TV ドラマなどのロケ撮影の積極的な誘致など、本市のブランド力向上を図るとともに、市民が本市の魅力を新たに発見、再認識することで、シビックプライドの醸成に繋げる。



世界農業遺産「大崎耕土」ウェブサイト

³⁷シビックプライド：都市に対する市民の誇りを指す言葉。

第4章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進

社会経済環境の変化のスピードがますます加速することが予想される中、内外の環境変化に柔軟かつ適切に対応し、地域経済の循環により活力と魅力のある「連携・醸成・発信 次世代へつなぐ産業の創造」を実現するためには、産業振興に関わる各主体がそれぞれの役割を果たしつつ連携・醸成・発信を強化することが必要です。

本計画は、市と地域経済団体が一体となり、連携により推進します。

第2節 計画の進行管理

産業振興計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルを通じて、審議会などで客観的な効果検証を実施します。

また、評価にあたっては事務事業評価の手法を活用し、進捗状況の確認をするとともに、成果と課題の洗い出しを行います。

【PDCA サイクル図】



第3節 計画の数値目標

計画の進行管理の評価指標として、次の数値目標を設定します。

項目	単位	実績値 (平成27年度)	実績 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
認定農業者数（個別経営体）	人	980 (新規56)	899 (新規159)	903 (新規276)
認定農業者数（組織経営体）	法人	54	90	109
農振農用地ほ場整備面積	ha	11,171	11,805	11,971
乳牛頭数（一戸あたりの飼養頭数）	頭	24	28.9	48
肉専用繁殖雌牛頭数（一戸あたりの飼養頭数）	頭	6.6	9.5	13.6
肉専用種肥育牛（一戸あたりの飼養頭数）	頭	28.7	28.5	49.3
エコファーマー認定件数	人	592	504	867
世界農業遺産ブランド認証件数	件	—	317	520
学校給食地場産率（大崎市産使用率）	%	23.6	21.5	26.0
森林経営計画認定面積	ha	5,762	6,476	9,100
公共事業における地域産材使用率	%	19.8	6.7	50
年間商品販売額（卸売・小売）	億円	2,404	2,784	2,800
空き店舗を活用した創業者数【累計】	件	2	21	72
製造品出荷額	億円	3,320	3,686	3,700
企業進出・事業所の増設及び拡張の件数【累計】	件	49	63	79
有効求人倍率（ハローワーク古川管内）	倍	1.14	1.17	1.20
事業所従業員数	人	52,251	51,813	53,000
観光客宿泊数	人	845,000	450,063	1,000,000
観光客入込数	人	7,014,000	4,899,920	9,000,000
支援による創業・新事業の年間創出数	件	16	16	30
公共施設への再生可能エネルギーの供給量	kWh/年	761,418	465,423	1,379,628
首都圏における大崎市の認知率	%	10.1	30.6	50.0
市内総生産額	億円	5,039	5,316	5,441

資料編

- 1 計画の策定経過
- 2 産業振興対策審議会名簿
- 3 産業振興対策審議会への諮問
- 4 産業振興対策審議会からの答申

1 第2次大崎市産業振興計画 後期計画の策定経過

(1) 産業振興対策審議会

会議	期 日	主 な 内 容
第1回	令和3年3月18日	第2次大崎市産業振興計画 前期計画の評価・検証について 第2次大崎市産業振興計画 後期計画の策定について
第2回	令和3年6月2日	第2次大崎市産業振興計画 後期計画 諮問 第2次大崎市産業振興計画 後期計画（素案）について
第3回	令和3年8月4日	第2次大崎市産業振興計画 後期計画（中間案）について
第4回	令和3年11月2日	第2次大崎市産業振興計画 後期計画（案）について 第2次大崎市産業振興計画 後期計画 答申について
答申	令和3年11月15日	第2次大崎市産業振興計画 後期計画 答申



(2) 議 会

期 日	会 議 名	内 容
令和3年5月25日	産業常任委員会	第2次大崎市産業振興計画 後期計画の策定について
令和3年8月31日	産業常任委員会	第2次大崎市産業振興計画 後期計画の検討状況について
令和3年9月9日	全員協議会	第2次大崎市産業振興計画 後期計画（中間案）について
令和3年10月22日 令和3年11月22日	総合計画等特別委員会	第2次大崎市産業振興計画後期計画について
令和3年12月8日	令和3年 第4回議会定例会	第2次大崎市産業振興計画後期計画について （議案第130号）【特別委員会へ付託】
令和4年1月12日 令和4年1月13日	総合計画等特別委員会	第2次大崎市産業振興計画後期計画について （議案第130号）委員会として決定
令和4年2月7日	令和4年 第1回議会定例会	第2次大崎市産業振興計画後期計画について （議案第130号）議決

(3) 市内産業関係団体との意見交換会

日 時	関係団体名	主な内容
令和3年8月16日	新みやぎ農業協同組合いわでやま地区本部	第2次産業振興計画・後期計画の概要について意見交換会
令和3年8月16日	古川農業協同組合	
令和3年8月17日	新みやぎ農業協同組合みどりの地区本部	
令和3年8月17日	大崎森林組合	
令和3年8月18日	古川商工会議所	
令和3年8月18日	大崎商工会	
令和3年8月19日	鳴子温泉郷観光協会	
令和3年8月19日	玉造商工会	
令和3年8月20日	NPO 法人未来産業創造おおさき	
令和3年8月20日	大崎市工業会	

(4) 総合計画・基本計画並びに産業振興計画策定に係る住民説明懇談会

日 時	関係団体名	主な内容
令和3年10月16日	鳴子温泉地域	第2次産業振興計画・後期計画の概要について意見交換会
令和3年10月16日	岩出山地域	
令和3年10月16日	古川地域	
令和3年10月23日	鹿島台地域	
令和3年10月23日	松山地域	
令和3年10月23日	三本木地域	
令和3年10月24日	田尻地域	

**(5) パブリックコメントの実施状況**

実施期間：令和3年9月17日（金）～令和3年10月25日（月）

意見・提案者：5件

2 大崎市産業振興対策審議会委員名簿

任期：令和3年3月1日～令和5年2月28日

区 分		氏 名	所 属	
学識経験者	会 長	郷古 雅春	宮城大学 事業構想学群	教授
農林業関係団体		佐々木 浩治	古川農業協同組合	代表理事専務
		阿部 雅良	新みやぎ農業協同組合 みどりの地区本部	本部長
		鈴木 千世秀	新みやぎ農業協同組合 いわでやま地区本部	本部長
		熊谷 安正	大崎市農業委員会	会長職務代理者
		菅原 勘一	大崎地域水管理協議会	副会長
		鈴木 俊通	大崎森林組合	代表理事 副組合長
		大和 真里子	旬の店・シンフォニー	副会長
商工業関係団体	副会長	狩野 圭	古川商工会議所	副会頭
		神戸 智恵子	古川商工会議所女性会	副会長
		手代木 悟	大崎商工会	会長
		大泉 純一	玉造商工会	副会長
		今野 崇輝	大崎市工業会	会長
		畠 良記	未来産業創造おおさき	副理事長
観光業関係団体		星 義一	みやぎ大崎観光公社	常務理事 兼 事務局長
		菊地 英文	鳴子温泉郷観光協会	事務局長
		大山 誠一	大崎市グリーン・ツーリズム 協会	副会長
		若見 朝子	大崎自然界部	部長
		早坂 正年	ブルーファーム株式会社	代表取締役社長
		高橋 和吉	NPO法人エコパル化女沼	理事長

(順不同・敬省略)

3 産業振興対策審議会への諮問

大崎世 第 86 号
令和 3年 6月 2日

大崎市産業振興対策審議会
会長 郷古 雅春 殿

大崎市長 伊藤 康志

第2次大崎市産業振興計画・後期計画の策定について（諮問）

このことについて、大崎市産業振興対策審議会条例（平成23年3月8日条例第1号）第1条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

大崎市総合計画に掲げる将来像「宝の都（くに）・大崎～ずっとおおさき いつかはおおさき」の実現に向けて、産業振興部門の指針として、平成19年3月に策定された第1次大崎市産業振興計画の見直しを行い、平成29年3月に第2次大崎市産業振興計画を策定し、本市の産業の振興に向けて取り組んできました。

第2次大崎市産業振興計画の策定から5年間が経過し、産業を取り巻く環境は大きく変化したことに加え、世界的に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、長期にわたる経済低迷をまねく恐れがあることや従来とは違う新しい事業形態の確立など急激な変化への対応が早急に求められていることから、第2次大崎市産業振興計画・後期計画を速やかに策定する必要があるため、大崎市産業振興対策審議会条例第1条の規定に基づき、諮問いたします。

4 産業振興対策審議会からの答申

大崎産審第2号
令和3年11月15日

大崎市長 伊藤康志様

大崎市産業振興対策審議会
会長 郷古雅春

第2次大崎市産業振興計画・後期計画について（答申）

大崎市産業振興対策審議会条例（平成23年条例第1号）第1条の規定に基づき、令和3年6月2日付け大崎世第86号で諮問のありました第2次大崎市産業振興計画・後期計画について、別添のとおり答申します。

答 申 書

本審議会は、大崎市長から第2次大崎市産業振興計画について諮問を受けました。

第2次大崎市産業振興計画の策定から5年間の経過し、世界経済に甚大な影響を与えている新型コロナウイルス感染症に加え、産業を取り巻く環境は大きく変化しており、その対応が早急に求められています。

このことから、審議にあたっては、加速する人口減少への対応、新型コロナウイルス感染症への対応、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み、2017年に国連食糧農業機関から認定を受けた世界農業遺産のさらなる活用、そして産業振興を通じたSDGs（持続可能な開発目標）への貢献の6つの視点を重視し、喫緊の課題に対応しつつ、これからの5年間、さらにはその先を見据えた大崎市の産業振興に関する基本的な方向性について慎重な審議を重ねてきました。

これまでの審議における主な意見としては、各産業共通の課題として、人材の育成・確保、世界農業遺産に認定された「大崎耕土」などの魅力的な地域資源の活用、既存産業の活性化と地域内の連携や醸成による新たな産業の創造、さらには、シティプロモーションや地域間交流による本市の魅力ある地域イメージや地域資源の知名度を高め、大崎ブランドを国内外に発信することなどがありました。

その他に、計画項目ごとの主な意見としては、みどりの食料システム戦略の枠組みを活かした施策の推進、皆伐後の再生林の推進、カーボンニュートラルへの取り組みやデジタル技術の活用によるDXの推進、教育旅行ニーズに対応する受入体制の整備、新規就労者などのUIJターンの推進、世界農業遺産「大崎耕土」を活用した農畜産物ブランド認証品の展開などがありました。

これらの意見をとりとまとめ、第2次大崎市産業振興計画・後期計画を答申するものです。

大崎市が誕生してから15年の節目を迎え、「宝の都（くに）・大崎～ずっとおおさき・いつかはおおさき～」の実現に向け、産業分野においては、引き続き「連携・醸成・発信次世代へつなぐ産業の創造」を基本目標に、市民が将来に不安なく安心して暮らし、継続して働ける環境を構築するための持続可能な産業を確立していくことが必要であり、市民が一層経済的に豊かな生活を送れるよう次世代へつなぐ産業の創造を推進されますことを希望します。

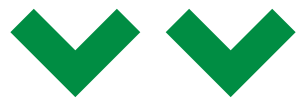


第 2 次大崎市産業振興計画 後期計画

発行年月／令和 4 年 3 月

発 行／宮城県大崎市
〒 989-6188
宮城県大崎市古川七日町 1 番 1 号
TEL. 0229-23-2281
FAX. 0229-23-7578
URL <http://www.city.osaki.miyagi.jp>
E-mail osaki-giahs@city.osaki.miyagi.jp

編 集／産業経済部世界農業遺産推進課



**OSAKI
KOU DO**

